

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|---------------------|
| 3 | 大阪市 国民健康保険事務 全項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪市は、国民健康保険事務で特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析した上で、当該リスクを軽減させるための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項

国民健康保険事務では、委託先による特定個人情報の不正入手・不正使用等への対策として、委託契約書にデータ機密保持事項を明記し、委託先における情報保護管理体制の確認及びデータ保護に関する規程の確認を行うとともに、委託事業者に秘密保持に関する覚書を提出させている。

評価実施機関名

大阪市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

平成30年11月13日

項目一覧

| |
|---------------------------------|
| I 基本情報 |
| (別添1) 事務の内容 |
| II 特定個人情報ファイルの概要 |
| (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 |
| III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 |
| IV その他のリスク対策 |
| V 開示請求、問合せ |
| VI 評価実施手続 |
| (別添3) 変更箇所 |

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

| | |
|----------|---|
| ①事務の名称 | 国民健康保険の資格得喪、保険料の賦課決定、収納及び給付に関する事務 |
| ②事務の内容 ※ | <p><国民健康保険等システム(うち、国民健康保険システム)> 国民健康保険法及び大阪市国民健康保険条例に関する事務であって主務省令で定めるもの。 ①国民健康保険資格に関する事務 ②国民健康保険料の賦課に関する事務 ③国民健康保険料の収納に関する事務 ④国民健康保険の給付に関する事務</p> <p>※市民からの申請に基づき資格取得・資格喪失等を行い、国民健康保険被保険者証(以下「被保険者証」という。)の発行、及び年1回の更新を行う。所得情報や減免情報等より年間保険料を算出し収納を行う。被保険者からの申請に基づき、償還払いや高額療養費の支払を行う。高額療養費の多数回該当については、大阪府内で情報を引き継ぎ、判定を行う。 (詳細は、「(別添1)事務の内容」を参照)</p> <p><中間サーバー> 国民健康保険事務では行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第二に基づき、保有する個人情報のうち情報提供に必要な情報を中間サーバーに格納する。中間サーバーは情報提供ネットワークシステムを通じて関係する各機関と情報連携を行う。また、当事務において必要となる、他機関が保有する情報について、中間サーバーを介して情報取得を行う。</p> |
| ③対象人数 | <p>[30万人以上]</p> <p><選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p> |

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

| | | |
|-------------|---|---|
| ①システムの名称 | 国民健康保険等システム(うち、国民健康保険システム) | |
| ②システムの機能 | <p>(本システムについては、以下「国民健康保険システム」という。)</p> <p>①資格にかかる機能 ・国民健康保険資格の情報の管理 ・市外からの転入及び他保険の資格喪失に伴う国民健康保険への新規加入による申請情報の登録、被保険者への証交付通知の作成及び被保険者証の作成 ・年次更新の被保険者証の作成 ・70歳以上75歳未満の被保険者に対する負担割合の決定及び高齢受給者証の作成 ・市外への転出及び他保険の資格取得に伴う国民健康保険の資格喪失による喪失情報の登録</p> <p>②賦課にかかる機能 ・新規加入者に対する国民健康保険料の決定及び保険料決定通知書の作成 ・被保険者に対する年次の国民健康保険料の決定及び保険料決定通知書の作成 ・税情報の更正及び世帯員の異動による国民健康保険料の変更決定及び保険料変更決定通知書の作成 ・国民健康保険料の特別徴収に関する管理 ・国民健康保険料の減免申請情報の登録及び変更決定</p> <p>③収納にかかる機能 ・国民健康保険料の収納台帳および滞納台帳の管理 ・国民健康保険料の納付書等の作成 ・振替口座の管理 ・国民健康保険料還付通知書の作成</p> <p>④給付にかかる機能 ・被保険者からの療養費等の申請情報の登録及び支給決定</p> | |
| ③他のシステムとの接続 | <p>[] 情報提供ネットワークシステム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>[○] 宛名システム等</p> <p>[] その他 ()</p> | <p>[○] 庁内連携システム</p> <p>[○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 税務システム</p> |

システム2

| | |
|----------|----------|
| ①システムの名称 | 統合基盤システム |
|----------|----------|

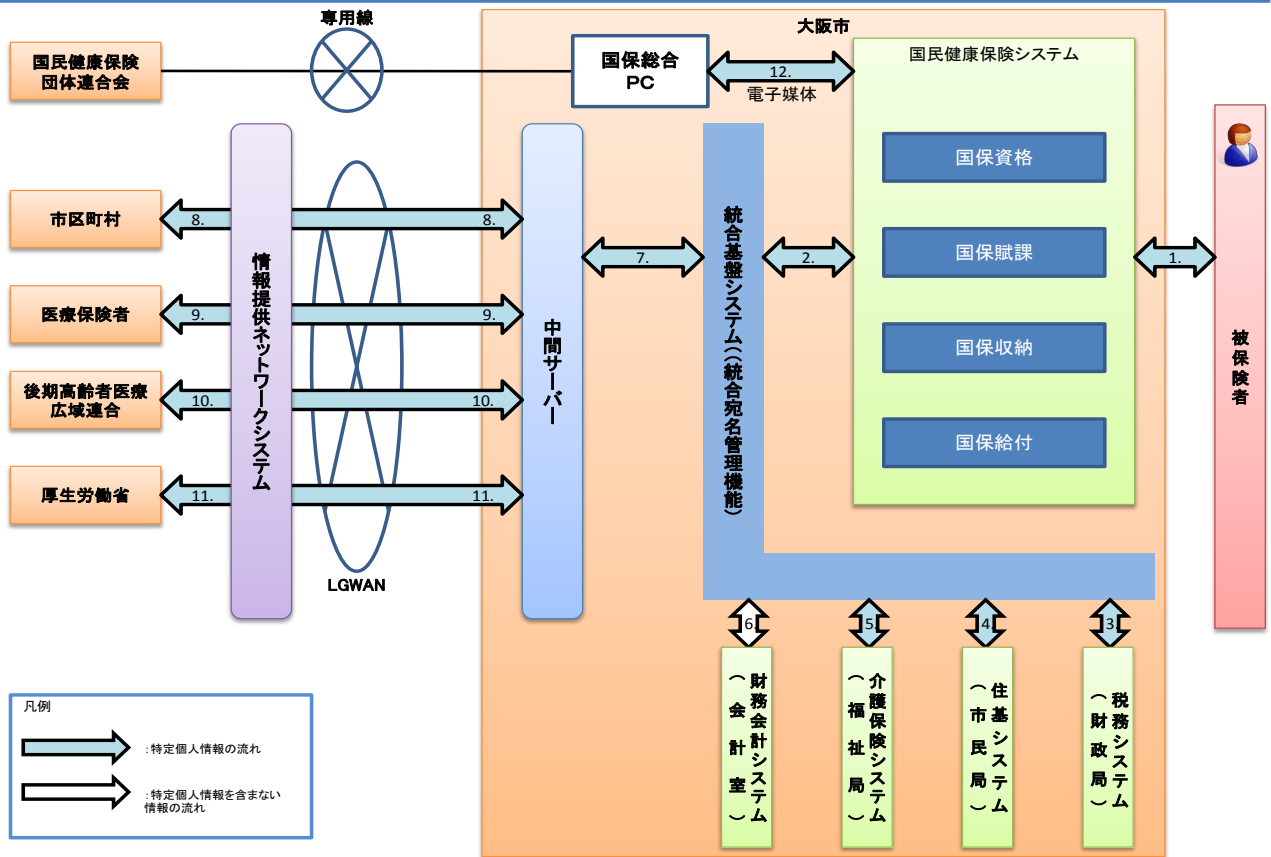
| ①システムの名称 | |
|-------------|--|
| ②システムの機能 | 1. 統合宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。付番した団体内統合宛名番号を業務システム、中間サーバーへ連携する機能。 2. 宛名情報等管理機能 宛名情報等を団体内統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する機能。 3. 中間サーバー連携機能 中間サーバーからの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する機能。 4. 業務システム連携機能 業務システムからの要求に基づき、団体内統合宛名番号を通知する機能。 5. セキュリティ関連機能 業務システムのサーバーや端末に対し、ウイルスのパターンファイルの配布を行う機能。 6. 認証機能 業務システムを利用できるユーザとその業務権限について認証を行う機能。 |
| ③他のシステムとの接続 | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 （中間サーバー、連携するすべてのシステム） |
| システム3 | |
| ①システムの名称 | 中間サーバー |
| ②システムの機能 | 1. 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、本市内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2. 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報の受領を行う。 3. 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う。 4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、統合基盤システム及び住民基本台帳等事務システム（以下「住基システム」という。）との間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携する。 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報（連携対象）の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する。 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8. セキュリティ管理機能 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う。 10. システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。 |
| ③他のシステムとの接続 | <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 （ |
| システム4 | |
| ①システムの名称 | 国保総合システムおよび国保情報集約システム |

| | | | | | | | | | |
|----------------------|--|--------------------|--------------|----------------------|------------------|-------------|------------|-----------|---|
| <p>②システムの機能</p> | <p>(本システムについては、以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。)</p> <p>* 国保総合(国保集約)システムは、大阪府国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p> <p>①資格継続にかかる機能</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル) 都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。 また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者資格データを配信する。 <p>②高額該当回数の引き継ぎにかかる機能</p> <ul style="list-style-type: none"> 継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト) 市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。 継続世帯の確定(継続世帯確定リスト) 転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当該データを配信する。 <p>* ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。</p> | | | | | | | | |
| <p>③他のシステムとの接続</p> | <table> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[] その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table> | [] 情報提供ネットワークシステム | [] 庁内連携システム | [] 住民基本台帳ネットワークシステム | [] 既存住民基本台帳システム | [] 宛名システム等 | [] 税務システム | [] その他 (|) |
| [] 情報提供ネットワークシステム | [] 庁内連携システム | | | | | | | | |
| [] 住民基本台帳ネットワークシステム | [] 既存住民基本台帳システム | | | | | | | | |
| [] 宛名システム等 | [] 税務システム | | | | | | | | |
| [] その他 (|) | | | | | | | | |

| 3. 特定個人情報ファイル名 | |
|----------------------------|--|
| 国民健康保険事務情報ファイル | |
| 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 | |
| ①事務実施上の必要性 | <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険資格取得を行うにあたり、他保険の資格喪失情報の確認を行うとともに、負担割合等を決定するために他市町村より総収入金額等情報を把握する必要がある。 ・他市町村からの転入者の場合、保険料計算するために、1月1日居住地の市町村より所得情報を把握する必要がある。また、保険料の軽減・減免判定のために、特定同一所属者や旧被扶養者の情報を把握する必要がある。 ・再転入者において、同一納付義務者を適切に把握し、収入状況を管理する必要がある。 ・限度額適用及び標準負担額減額認定等において、国民健康保険に加入している者の世帯の所得及び住民税の課税状況を把握する必要がある。また、長期入院の状況判定のために、前医療保険者に入院期間等の情報を把握する必要がある。 |
| ②実現が期待されるメリット | <ul style="list-style-type: none"> ・資格取得の際に他保険の資格状況を確認することで、適切な資格取得が実現できる。 ・各種申請等の際に添付する書類(所得証明書等)の省略が可能となり、利便性が向上する。 ・他市町村からの転入者の場合、所得情報等を把握することで、適切な保険料計算や負担割合計算が決定できる。 ・再転入者の個人番号を利用し、過去に納付義務のある収入状況との紐付けを行い、適切な納付相談等を実施する。 ・所得や住民税課税状況及び入院期間を把握することで、適切な所得区分判定や長期該当の判定が行える。 |
| 5. 個人番号の利用 ※ | |
| 法令上の根拠 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 番号法第9条第1項 別表第一 第30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「番号法別表第一の主務省令」という。)第24条 |
| 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ | |
| ①実施の有無 | <p>[実施する]</p> <p>＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> |
| ②法令上の根拠 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 情報提供 <ol style="list-style-type: none"> ①番号法第19条第7号 別表第二 第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、93、95、97、106、109、120 の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「番号法別表第二の主務省令」という。)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2 2. 情報照会 <ol style="list-style-type: none"> ①番号法第19条第7号 別表第二 第42、43、44、45 の項 ②番号法別表第二の主務省令第25条、第25条の2、第26条 |
| 7. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 福祉局生活福祉部保険年金課 |
| ②所属長の役職名 | 福祉局長 |
| 8. 他の評価実施機関 | |
| なし | |

(別添1) 事務の内容

行政機関等情報連携イメージ



(備考)

〈情報連携の流れ〉

- ・大阪市内部での情報連携については必要に応じて統合基盤システムを通じて行う。(2,3,4,5,6)
- ・大阪市が他行政機関等の業務システムにおいて管理している特定個人情報の情報提供を求める場合は、大阪市の保有する中間サーバーを介し、国が管理する情報提供ネットワークシステムを経由して行う。(7,8,9,10,11)
- ・情報照会を依頼された情報提供ネットワークシステムは、正しい照会依頼であった場合にのみ情報提供者の他行政機関等に仲介を行う。
- ・情報照会者が情報提供者に対し直接要求を出すのではなく、情報提供ネットワークシステムにアクセス許可証の発行を求め、許可された上で連携を行うことで、信頼性のある情報連携を実現する。
- ・セキュリティの観点により、中間サーバーには個人番号及び4情報(氏名、性別、生年月日、住所)を保有せず、符号及び団体内統合宛名番号の保有により本人を特定する。

〈情報連携の説明〉

1. 個人番号を利用した業務は、被保険者より保険資格に関わる申請、保険給付に関わる申請等が行われる。被保険者へは、被保険者証等の交付、保険料の請求、保険給付等が行われる。一方、個人番号を利用しない業務は、被保険者からの保険料の支払い、被保険者への保険料の滞納処分等が行われる。
2. 必要に応じて統合基盤システムを通じて本市の他の業務システム及び中間サーバーへの情報連携を行う。
3. 税務システムに地方税関係情報の情報提供依頼を行い、保険料賦課、保険給付の業務に利用する。
4. 住基システムに住民票関係情報の提供依頼を行い、保険資格の業務に利用する。
5. 介護保険システムに介護給付の情報提供依頼を行い、保険給付の業務に利用する。
6. 財務会計システムより保険料等の収納情報の連携が行われる。
7. 統合基盤システムにおいて、国民健康保険システムから連携された個人に対し大阪市内で新たに「団体内統合宛名番号」を付番する。中間サーバーからの連携データについては「団体内統合宛名番号」から国民健康保険システム内のキー項目に逆変換する。
8. 他市区町村へ、住民票関係情報、地方税関係情報、介護保険給付関係情報の情報提供依頼を行い、保険資格、保険料賦課、保険給付の業務に利用する。
9. 医療保険者へ、医療保険給付関係情報の提供依頼を行い、保険資格、保険給付の業務に利用する。
10. 後期高齢者医療広域連合へ、医療保険給付関係情報の提供依頼を行い、保険資格、保険給付の業務に利用する。
11. 厚生労働省へ、年金給付関係情報、失業給付関係情報の提供依頼を行い、保険料賦課の業務に利用する。
12. 国保総合PCを介して、国保連合会(*)より府内転入者等の被保険者情報、高額該当引継情報等の提供を受け、保険給付の業務に利用する。
(*)被保険者の資格情報等を都道府県単位で管理するために、「国保情報集約システム」の共同設置と運用を国保連合会に委託し、本市より、資格の異動情報等を提供している。

※「【別紙1】事務内容別 情報連携イメージ図」の内容に関する補足

上記にあるとおり、他行政機関等からの照会があった場合には、国民健康保険事務で管理している情報を回答することとなるが、回答を行うための中間サーバーへの情報格納は情報システムにより自動的に実施する。
そのため、別紙1の資格、賦課、収納及び給付に関する図表には、他行政機関等からの照会に伴う事務は記載していない。(図表には、本市の職員(業務委託をされている場合は委託先を含む)が、実際に事務として作業を行うことが想定される内容を記載している。)

II 特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
|----------------|--|
| 国民健康保険事務情報ファイル | |
| 2. 基本情報 | |
| ①ファイルの種類 ※ | [システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) |
| ②対象となる本人の数 | [100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ③対象となる本人の範囲 ※ | ・国民健康保険の有資格者、及び過去の有資格者であった者の内、遡及事務により個人番号の取得が必要となった者 ・国民健康保険の被保険者に属する世帯主(擬制世帯主) |
| その必要性 | 国民健康保険の適切な資格管理や保険料更正を実施するため、現在の有資格者の他に、過去の有資格者の情報を保有している。 また、国民健康保険の被保険者の属する世帯で、その世帯主が被用者保険の被保険者であっても、国民健康保険料の納付義務は、世帯主が負う必要があるため、擬制世帯主として氏名、住所等の情報を保有している。 |
| ④記録される項目 | [100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 |
| 主な記録項目 ※ | ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 () |
| その妥当性 | ・個人番号、その他識別情報(内部番号):対象者を正確に特定するために保有 ・連絡先等情報:①本人への連絡等のため、②居住実態を確認し不正給付を防止するため、③続柄情報から適切な世帯対象範囲を特定するため、④出生、死亡、転出等世帯状況の変更を確認するために保有 ・医療保険関係情報:①保険料の減免を決定するために保有、②入院期間の確認等のため保有 ・地方税関係情報:本人の収入や所得を把握し、適切な負担割合や保険料等を決定するために保有 ・介護・高齢者福祉関係情報:介護の給付状況を把握し、適切に高額介護合算の算定を実施するために保有 ・年金関係情報:①国民健康保険料の特別徴収を適切に実施するために保有、②資格適正化のために保有 |
| 全ての記録項目 | 別添2を参照。 |
| ⑤保有開始日 | 平成27年10月5日 |
| ⑥事務担当部署 | 福祉局生活福祉部保険年金課 |

| 3. 特定個人情報の入手・使用 | | | |
|-----------------|--|--------|---|
| ①入手元 ※ | <input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民局総務部総務課、財政局税務部課税課、福祉局高齢施策部介護保険課、福祉局生活福祉部保護課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他団体地方税担当課) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (大阪府国民健康保険団体連合会) | | |
| ②入手方法 | <input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| ③入手の時期・頻度 | <p><国民健康保険システムに関わるもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ・随時: 加入申請時、世帯情報変更時、税(所得)情報等、個別に入手している。医療給付の申請時に医療保険給付関係情報や介護保険給付情報を入手している。各区の生活保護グループ等からの生保連絡票(紙媒体)により都度生活保護関係情報を入手している。 ・定期: 月次・年次で国民健康保険有資格者全員の税(所得)情報を入手している。年次で国民年金の資格喪失者(2号該当、3号該当による喪失)情報を入手している。 <p><統合基盤システムに関わるもの></p> <p>団体内統合宛名番号等の統合基盤システムで管理する情報について、随時もしくは定期的に連携。</p> <p><中間サーバーに関わるもの></p> <p>国民健康保険事務関係情報について、必要に応じて随時もしくは定期的に連携。</p> <p><国保連合会に関わるもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日次: 都道府県単位の被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル等)を入手している。 ・月次: 高額該当の引き継ぎ情報(継続候補世帯リスト、継続世帯確定リスト等)を入手している。 | | |
| ④入手に係る妥当性 | <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険への加入申請を受ける際に、住所地と世帯構成の把握のため住民基本台帳情報(以下「住基情報」という。)を入手している。 ・国民健康保険の保険料算定や負担割合計算を行うために、税情報等を入手している。 ・国民健康保険加入世帯員に変更が生じた際も、異動状況の把握のため住基情報を入手しており、改めて国民健康保険料の賦課変更を行うために、税情報等を入手している。 ・限度額適用等や高額療養費(高額介護合算)の申請に基づく認定を行うため、所得及び住民税の課税状況や入院期間等の情報を入手している。 ・上記の他、税(所得)情報の更正が行われることがあるため、月次で更正された被保険者の税情報を入手し、賦課変更を行っている。 ・国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託していることから、本市で保険給付の支給、保険料の徴収または保健事業等を実施するために、被保険者情報や高額該当の引継ぎ情報を入手している。 ・資格疑義に該当する世帯を調査し、資格適正化を実施するため、国民年金の資格喪失者(2号該当、3号該当)情報を入手している。 | | |
| ⑤本人への明示 | <ul style="list-style-type: none"> ・本人から入手する情報については、利用目的を本人に明示して入手する。 ・庁内連携又は情報提供ネットワークシステムを通じた入手を行うことは、番号法にて明示されている。 ・国保連合会からの入手については、国民健康保険法第113条の3、国民健康保険法施行規則第44条の2、第44条の3に明示されている。 | | |
| ⑥使用目的 ※ | 国民健康保険の資格事務、賦課事務、収納事務、給付事務を行うこと。 | | |
| | <table border="1"> <tr> <td>変更の妥当性</td> <td> 【変更点】収納事務の追加 【妥当性】番号法第9条第1項別表第一第30の項及び番号法別表第一の主務省令第24条第6号に定める、保険料の徴収に関する事務の範囲内で使用する。 </td> </tr> </table> | 変更の妥当性 | 【変更点】収納事務の追加 【妥当性】番号法第9条第1項別表第一第30の項及び番号法別表第一の主務省令第24条第6号に定める、保険料の徴収に関する事務の範囲内で使用する。 |
| 変更の妥当性 | 【変更点】収納事務の追加 【妥当性】番号法第9条第1項別表第一第30の項及び番号法別表第一の主務省令第24条第6号に定める、保険料の徴収に関する事務の範囲内で使用する。 | | |
| | <table border="1"> <tr> <td>使用部署</td> <td>福祉局生活福祉部保険年金課、各区保険年金事務担当課</td> </tr> </table> | 使用部署 | 福祉局生活福祉部保険年金課、各区保険年金事務担当課 |
| 使用部署 | 福祉局生活福祉部保険年金課、各区保険年金事務担当課 | | |

| | | |
|---------|------------------|---|
| ⑦使用の主体 | ✖ 使用者数 | <選択肢> [500人以上1,000人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |
| ⑧使用方法 ✖ | | <国民健康保険システムに関わるもの> I 資格にかかる事務 ・国民健康保険資格の取得と喪失に関する事務 ・被保険者証の交付に関する事務 ・70歳以上75歳未満の被保険者に対する負担割合の決定及び高齢受給者証の交付に関する事務 II 賦課にかかる事務 ・他市町村からの転入者の場合、保険料計算するために、1月1日居住地の市町村より所得情報を把握する事務 ・特定同一所属者や旧被扶養者の情報より、保険料の軽減・減免判定する事務 III 収納にかかる事務 ・納付義務者にかかる保険料等の徴収に関する事務 IV 給付にかかる事務 ・被保険者からの療養費等の申請の受付及び請求に関する事務 <統合基盤システムに関わるもの> 個人番号を突合することにより団体内統合宛名番号を取得する。 |
| | 情報の突合 ✖ | (1) 他法資格要件と届出情報を突合して、他法要件を確認し、資格取得の要件情報を収集する。【上記I】 (2) 地方税関係情報と基準収入額申請情報を突合して、総収入額を確認し、国保負担割合の要件情報を収集する。【上記I】 (3) 地方税関係情報と届出情報を突合して、所得額を確認し、国民健康保険料の要件情報を収集する。【上記II】 (4) 地方税関係情報と届出情報を突合して、負担区分、所得区分の要件情報を収集する。【上記IV】 (5) 医療給付関係情報と届出情報を突合して、入院日数の要件情報を収集する。【上記IV】 (6) 介護保険給付関係情報と届出情報を突合して、高額介護合算の要件情報を収集する。【上記IV】 |
| | 情報の統計分析 ✖ | 国民健康保険有資格者の世帯数及び被保険者数、年齢階層別被保険者数、基準収入額適用件数、被保険者証や高齢受給者証の発行交付件数、月間の資格取得・喪失の件数などの統計を行う。 また、保険給付に関する統計を行う。 ただし、特定の個人を判別しうるような情報の統計や情報の分析は行わない。 |
| | 権利利益に影響を与え得る決定 ✖ | ・国保世帯の構成や収入により、基準収入額適用申請に基づき、負担割合、負担区分を決定する。 ・国保世帯の所得額により、保険料の軽減や所得区分を決定する。 ・国保世帯の失業情報等により、保険料の減免を決定する。 |
| ⑨使用開始日 | | 平成28年1月4日 |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | |
|---|--|---|
| 委託の有無 ※ | [<input type="checkbox"/> 委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (<input type="checkbox"/> 5) 件 | |
| 委託事項1 | | |
| ①委託内容 国民健康保険システムの定常的な運用業務及びメンテナンス等の保守業務 | | |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | [特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部 | |
| | 対象となる本人の数 [100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 | |
| | 対象となる本人の範囲 ※ 特定個人情報ファイルの範囲と同様。 | |
| その妥当性 | 国民健康保険システムの安定稼働のため従来よりシステム保守業務を委託しており、個人番号取得後においても安定的な維持管理のため委託する。 | |
| ③委託先における取扱者数 | [<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 | |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | [<input type="checkbox"/>]専用線 [<input type="checkbox"/>]電子メール [<input type="checkbox"/>]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>]フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>]紙 [<input checked="" type="radio"/>]その他 (委託先へ特定個人情報ファイルを提供することはない(作業は本庁舎等設置端末を利用)) | |
| ⑤委託先名の確認方法 | 大阪市ホームページの入札契約情報にて確認できる。 | |
| ⑥委託先名 | 株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ関西 | |
| 再委託 | ⑦再委託の有無 ※ [<input type="checkbox"/> 再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない | |
| | ⑧再委託の許諾方法 | 業務委託契約書の規定に基づく再委託承諾申請書の提出があった場合は、申請内容を審査し、再委託が適当と判断した場合は委託先に対し承諾書を交付する。 |
| | ⑨再委託事項 | システム保守等における設計・製造・試験の一部業務 |
| 委託事項2 | | |
| ①委託内容 中央情報処理センター運用業務委託 | | |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | [特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部 | |
| | 対象となる本人の数 [100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 | |
| | 対象となる本人の範囲 ※ 特定個人情報ファイルの範囲と同様。 | |
| その妥当性 | | |
| ③委託先における取扱者数 | [<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 | |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | [<input type="checkbox"/>]専用線 [<input type="checkbox"/>]電子メール [<input type="checkbox"/>]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>]フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>]紙 | |

| | | |
|------------------------|--|--|
| | | [<input type="radio"/>] その他 (情報システム室内でシステムを直接操作させており、委託先に特定個人情報を提供することはない。) |
| ⑤委託先名の確認方法 | 大阪市ホームページの入札契約情報にて確認できる。 | |
| ⑥委託先名 | アクセンチュア株式会社 | |
| 再委託 | ⑦再委託の有無 ※ | [再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | ⑧再委託の許諾方法 | |
| | ⑨再委託事項 | |
| 委託事項3 | | |
| ①委託内容 | 基幹系システム統合基盤運用保守 | |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | [特定個人情報ファイルの全体] | <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部 |
| | 対象となる本人の数 | [100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| | 対象となる本人の範囲 ※ | 特定個人情報ファイルの範囲と同様。 |
| | その妥当性 | 安定した稼働のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。 |
| ③委託先における取扱者数 | [10人以上50人未満] | <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input type="radio"/>] その他 (サーバ設置場所における運用保守のみのため提供しない。) | |
| ⑤委託先名の確認方法 | 大阪市ホームページの入札契約情報にて確認できる。 | |
| ⑥委託先名 | (株)エヌ・ティ・ティ・データ関西 | |
| 再委託 | ⑦再委託の有無 ※ | [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | ⑧再委託の許諾方法 | 業務委託契約書の規定に基づく再委託承諾申請書の提出があった場合は、申請内容を審査した結果、再委託が適当と判断した場合は委託先に対し承諾書を交付する。 |
| | ⑨再委託事項 | 統合基盤システムに関する製造、試験、環境構築(本番・保守)、及び運用保守における一部業務 |
| 委託事項4 | | |
| ①委託内容 | バックアップ用媒体の運搬及び保管業務委託 | |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | [特定個人情報ファイルの全体] | <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部 |
| | 対象となる本人の数 | [100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 |

| | | |
|-------|------------------------|--|
| | | 5) 1,000万人以上 |
| | 対象となる本人の範囲 ※ | 特定個人情報ファイルの範囲と同様。 |
| | その妥当性 | 災害時においてもシステムを復元し稼働を継続させるため、復元対象となる情報の保管を専門の民間業者に委託している。なお、保管するのみで直接的に個人情報にアクセスすることはないが、基本的な個人情報の取り扱いについては契約条項に定めている。 |
| | ③委託先における取扱者数 | <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人以上 |
| | ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (鍵付の保護ロッカーに媒体を格納し、委託業者に預けている。) |
| | ⑤委託先名の確認方法 | 大阪市ホームページの入札契約情報にて確認できる。 |
| | ⑥委託先名 | 阪神不動産 株式会社 |
| 再委託 | ⑦再委託の有無 ※ | <input type="checkbox"/> 再委託しない <input type="checkbox"/> 再委託しない |
| | ⑧再委託の許諾方法 | |
| | ⑨再委託事項 | |
| 委託事項5 | | 資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務 |
| | ①委託内容 | ・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。 |
| | ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | <input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部 <input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 <input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部 |
| | 対象となる本人の数 | <input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <input type="checkbox"/> 1万人未満 <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <input type="checkbox"/> 1,000万人以上 |
| | 対象となる本人の範囲 ※ | 特定個人情報ファイルの範囲と同様。 |
| | その妥当性 | 被保険者情報や高額該当の引継情報を都道府県単位で管理するために、国民健康保険法第113条の3に基づき、国保連合会に委託している。 |
| | ③委託先における取扱者数 | <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人以上 |
| | ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | <input checked="" type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 () |
| | ⑤委託先名の確認方法 | 大阪市ホームページの入札契約情報にて確認できる。 |
| | ⑥委託先名 | 大阪府国民健康保険団体連合会 |
| | ⑦再委託の有無 ※ | <input type="checkbox"/> 再委託する <input type="checkbox"/> 再委託する <input type="checkbox"/> 再委託しない |

| | | |
|-----|-----------|--|
| 再委託 | | |
| | ⑧再委託の許諾方法 | 業務委託契約書の規定に基づく再委託承諾申請書の提出があった場合は、申請内容を審査した結果、再委託が適当と判断した場合は委託先に対し承諾書を交付する。 |
| | ⑨再委託事項 | 資格継続業務、高額該当回数を引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部。(外付けシステムの開発、バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス) |

| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) | |
|------------------------------|---|
| 提供・移転の有無 | [<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (26) 件 [<input checked="" type="checkbox"/>] 移転を行っている (10) 件 [<input type="checkbox"/>] 行っていない |
| 提供先1 | 番号法第19条第7号 別表第二 に定める情報照会者(別紙2参照) |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号 別表第二(別紙2参照) |
| ②提供先における用途 | 番号法第19条第7号 別表第二に定める各事務(別紙2参照) |
| ③提供する情報 | 番号法第19条第7号 別表第二に定める各情報(別紙2参照) |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [100万人以上1,000万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 特定個人情報ファイルの範囲と同様。 |
| ⑥提供方法 | [<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 () |
| ⑦時期・頻度 | 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度 |

| | |
|--------------------|--|
| 移転先1 | 福祉局高齢者施策部介護保険課 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項 市番号条例別表第2の第19の項 |
| ②移転先における用途 | 高額介護合算療養費申請者の介護保険自己負担額情報作成 |
| ③移転する情報 | 医療保険関係情報 (高額介護合算療養費申請情報) |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 高額介護合算療養費の申請者 |
| ⑥移転方法 | [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 () |
| ⑦時期・頻度 | 月次 |
| 移転先2 | 福祉局高齢者施策部介護保険課 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項 市番号条例別表第2の第19の項 |
| ②移転先における用途 | 介護保険の給付適正化 |
| ③移転する情報 | 医療保険関係情報 (国民健康保険被保険者の資格情報) |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 介護保険システムより提供された要介護認定者データベースに該当する国民健康保険被保険者 |
| ⑥移転方法 | [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 () |
| ⑦時期・頻度 | 日次 |
| 移転先3 | 福祉局生活福祉部保護課 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項 市番号条例別表第2の第7の項 |
| ②移転先における用途 | 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 |
| ③移転する情報 | 要保護者等に係る国民健康保険法による保険給付の支給又は同法第76条第1項の保険料の徴収に関する情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 特定個人情報ファイルの範囲と同様。 |
| | [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 市田線 |

| | | |
|--------------------|---|---|
| ⑥移転方法 | <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () | <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 |
| ⑦時期・頻度 | 照会の都度、随時 | |
| 移転先4 | 福祉局高齢者施策部高齢施設課 | |
| ①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項 市番号条例別表第2の第12の項 | |
| ②移転先における用途 | 老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務 | |
| ③移転する情報 | 被措置者等に係る国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報 | |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [100万人以上1,000万人未満] | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 特定個人情報ファイルの範囲と同様。 | |
| ⑥移転方法 | <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () | <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 |
| ⑦時期・頻度 | 照会の都度、随時 | |
| 移転先5 | 福祉局障がい者施策部障がい支援課 | |
| ①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項 市番号条例別表第2の第20の項 | |
| ②移転先における用途 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援(更生医療)給付の支給に関する事務 | |
| ③移転する情報 | 当該支給に係る障害者又は障害児の保護者に係る国民健康保険の被保険者の資格に関する情報 | |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [100万人以上1,000万人未満] | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 特定個人情報ファイルの範囲と同様。 | |
| ⑥移転方法 | <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () | <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 |
| ⑦時期・頻度 | 照会の都度、随時 | |
| 移転先6 | 健康局健康推進部こころの健康センター | |
| ①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項 市番号条例別表第2の第20の項 | |
| ②移転先における用途 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援(精神通院医療)給付の支給に関する事務 | |
| ③移転する情報 | 当該支給に係る障害者又は障害児の保護者に係る国民健康保険の被保険者の資格に関する情報 | |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [100万人以上1,000万人未満] | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 |

| | | |
|--------------------|---|---|
| る本人の数 | [100万人以上1,000万人未満] | 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 特定個人情報ファイルの範囲と同様。 | |
| ⑥移転方法 | [<input checked="" type="checkbox"/>] 市内連携システム [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] その他 () | [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] 紙 |
| ⑦時期・頻度 | 照会の都度、随時 | |
| 移転先7 | 健康局保健所管理課 | |
| ①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項 市番号条例別表第2の第20の項 | |
| ②移転先における用途 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援(育成医療)給付の支給に関する事務 | |
| ③移転する情報 | 当該支給に係る障害者又は障害児の保護者に係る国民健康保険の被保険者の資格に関する情報 | |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [100万人以上1,000万人未満] | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 特定個人情報ファイルの範囲と同様。 | |
| ⑥移転方法 | [<input checked="" type="checkbox"/>] 市内連携システム [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] その他 () | [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] 紙 |
| ⑦時期・頻度 | 照会の都度、随時 | |
| 移転先8 | 財政局税務部課税課 | |
| ①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項 市番号条例別表第2の第8の項 | |
| ②移転先における用途 | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務 | |
| ③移転する情報 | 納税義務者又は非課税に該当する者に係る国民健康保険法第76条第1項の保険料の徴収に関する情報 | |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [100万人以上1,000万人未満] | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 特定個人情報ファイルの範囲と同様。 | |
| ⑥移転方法 | [<input checked="" type="checkbox"/>] 市内連携システム [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] その他 () | [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] 紙 |
| ⑦時期・頻度 | 年次 | |
| 移転先9 | 市民局総務部総務課 | |
| ①法令上の根拠 | 住基法第7各第10号 | |

| | |
|------------------------|---|
| ①法令上の根拠 | 児童法第7条第10号 |
| ②移転先における用途 | 住民票に記載(記録)するため |
| ③移転する情報 | 国民健康保険の被保険者の資格取得年月日又は喪失年月日 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 特定個人情報ファイルの範囲と同様。 |
| ⑥移転方法 | [<input checked="" type="checkbox"/>] 市内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 () |
| ⑦時期・頻度 | 日次 |
| 移転先10 | こども青少年局子育て支援部こども家庭課 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項 市番号条例別表第2の第1の項 |
| ②移転先における用途 | 児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する事務(児童福祉施設等への入所者に係る費用徴収金の徴収事務) |
| ③移転する情報 | 児童福祉法第22条第1項の助産施設における助産の実施に係る妊産婦に係る国民健康保険の被保険者の資格に関する情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 特定個人情報ファイルの範囲と同様。 |
| ⑥移転方法 | [<input checked="" type="checkbox"/>] 市内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 () |
| ⑦時期・頻度 | 照会の都度、随時 |
| 6. 特定個人情報の保管・消去 | |

| | | | | | |
|---------|--|----|---|-------|--|
| ①保管場所 ※ | <p>1. 特定個人情報の保管場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報はシステム用ファイルとして国民健康保険システム及び統合基盤システムのサーバー内に格納している。 ・バックアップデータを記録したCD等の外部媒体は情報システム室内の保管庫に格納している。また、災害等に備えて大阪府外の遠隔地にも保管している。 ・申請書等の紙媒体は鍵のかかるロッカーや保管庫で保管している。 <p>2. 保管場所の状況</p> <p>①サーバー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険システム及び統合基盤システムのサーバーは、入退館管理を24時間行う警備員を配置し、機械警備の実施や館内に監視カメラを設置する中央情報処理センター内の情報システム室に設置している。 ・中央情報処理センターは入退館時にID及び生体認証装置による認証を行っており、情報システム室はICカードと暗証番号により入室制限を行っている。 <p>②外部媒体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報システム室については、上記①に同じ。 ・遠隔地保管については、専門事業者に委託し、媒体を保護ロッカーに格納し施錠のうえ、入退館管理を行っている遠隔地で保管している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</p> <p>②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> | | | | |
| ②保管期間 | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="331 826 459 958">期間</td> <td data-bbox="459 826 1490 958"> <p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1年未満 2) 1年 3) 2年</p> <p style="text-align: center;">4) 3年 5) 4年 6) 5年</p> <p style="text-align: center;">7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上</p> <p style="text-align: center;">10) 定められていない</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 958 459 1032">その妥当性</td> <td data-bbox="459 958 1490 1032"> <p>保管期間について、業務ごとに定められた保管期間があるため、国民健康保険事務情報ファイル全体で同一の保管期間は定められていない。</p> </td> </tr> </table> | 期間 | <p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1年未満 2) 1年 3) 2年</p> <p style="text-align: center;">4) 3年 5) 4年 6) 5年</p> <p style="text-align: center;">7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上</p> <p style="text-align: center;">10) 定められていない</p> | その妥当性 | <p>保管期間について、業務ごとに定められた保管期間があるため、国民健康保険事務情報ファイル全体で同一の保管期間は定められていない。</p> |
| 期間 | <p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1年未満 2) 1年 3) 2年</p> <p style="text-align: center;">4) 3年 5) 4年 6) 5年</p> <p style="text-align: center;">7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上</p> <p style="text-align: center;">10) 定められていない</p> | | | | |
| その妥当性 | <p>保管期間について、業務ごとに定められた保管期間があるため、国民健康保険事務情報ファイル全体で同一の保管期間は定められていない。</p> | | | | |
| ③消去方法 | <p>【電子データ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データについては、保管期間の満了後システムにてデータベースより削除する。 ・CD等の外部媒体については、物理的破壊を行う。 <p>【紙書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書等の紙媒体については、外部業者による溶解処理を行う。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> | | | | |
| 7. 備考 | | | | | |

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<国民健康保険システム>

(1) 住基_個人基本情報

1.国保区名コード、2.整理番号1、3.異動番号、4.直近区分、5.市異動番号、6.整理番号2、7.住基区名コード、8.氏名_姓_カナ、9.氏名_名_カナ、10.氏名_姓名_漢字、11.英字_姓_半角、12.英字_名_半角、13.英字_姓名_全角、14.氏名_姓名_併記、15.氏名_変更年月日、16.生年月日、17.市内住所コード、18.性別コード、19.続柄コード、20.続柄_変更年月日、21.世帯主氏名、22.英字世帯主氏名、23.市民日、24.市届出日、25.区民日、26.区届出日、27.個人の住定年月日、28.個人の住定事由、29.個人の住定届出年月日、30.個人の減年月日、31.個人の減事由、32.個人の減届出年月日、33.異動年月日、34.異動事由、35.異動届出年月日、36.消除区分、37.住民区分、38.住民票出力順位、39.回復区分、40.外国人登録番号、41.在留カード等の番号、42.通称名_姓_カナ、43.通称名_名_カナ、44.通称名_姓名_漢字、45.通称名_変更年月日、46.国籍コード、47.第30条の45に規定する区分、48.在留資格コード、49.在留資格_変更年月日、50.在留期間等、51.在留期間等の満了の日_年月日、52.外国人住民となった日_年月日、53.在留期間_自、54.在留期間_至、55.日本字、56.個人番号、57.タイムスタンプ、58.ユーザID

(2) 宛名_個人基本情報

1.国保区名コード、2.整理番号1、3.整理番号2、4.氏名_姓_カナ、5.氏名_名_カナ、6.氏名_姓名_漢字、7.英字_姓名_全角、8.氏名_変更年月日、9.生年月日、10.性別コード、11.続柄コード、12.続柄_変更年月日、13.世帯主氏名、14.英字世帯主氏名、15.市民日、16.市届出日、17.区民日、18.区届出日、19.増年月日、20.増事由、21.増届出日、22.減年月日、23.減事由、24.減届出日、25.異動年月日、26.異動事由、27.異動届出年月日、28.消除区分、29.市内住所コード、30.市内住所方書、31.国保住民区分、32.証記載優先区分、33.氏名区分、34.老健助成証記載優先区分、35.老健助成氏名区分、36.住基外登突合区分、37.被爆者区分、38.外字区分、39.再転入処理区分、40.外国人登録番号、41.在留カード等の番号、42.通称名_姓_カナ、43.通称名_名_カナ、44.通称名_姓名_漢字、45.通称名_変更年月日、46.国保通称名_姓_カナ、47.国保通称名_名_カナ、48.国保通称名_漢字、49.国保氏名_変更年月日、50.保険通称名_姓_カナ、51.保険通称名_名_カナ、52.保険通称名_漢字、53.保険氏名_変更年月日、54.国籍コード、55.第30条の45に規定する区分、56.在留資格コード、57.在留資格_変更年月日、58.在留期間等、59.在留期間等の満了の日_年月日、60.在留期間_自、61.在留期間_至、62.1月1日時出力制限区分、63.1月1日時住所コード、64.1月1日時住所_漢字、65.1月1日時住所方書、66.1月1日時郵便番号、67.1月1日時年度、68.1月1日時世帯主氏名、69.1月1日時旧姓、70.転入区分、71.転入年月日、72.転入事由、73.転入届出日、74.転入前住所コード、75.転入前住所_漢字、76.転入前住所方書、77.転入前郵便番号、78.転入前世帯主氏名、79.転入前英字世帯主氏名、80.転出区分、81.転出年月日、82.転出事由、83.転出届出日、84.転出先住所コード、85.転出先住所_漢字、86.転出先住所方書、87.転出先郵便番号、88.転出先世帯主氏名、89.転出先英字世帯主氏名、90.被保険者証番号、91.老健受給者番号、92.老人医療受給者番号、93.重障資格受給者番号、94.母子父子受給者番号、95.乳幼児受給者番号、96.新一負受給者番号、97.国保資格状態区分、98.国保資格取得日、99.国保資格喪失日、100.老人保健資格取得日、101.老人保健資格喪失日、102.老人医療助成資格取得日、103.老人医療助成資格喪失日、104.一部負担金助成資格取得日、105.一部負担金助成資格喪失日、106.重度助成資格取得日、107.重度助成資格喪失日、108.母子助成資格取得日、109.母子助成資格喪失日、110.乳幼児助成資格取得日、111.乳幼児助成資格喪失日、112.国保特定疾病取得日、113.国保特定疾病喪失日、114.国保食事療養費取得日、115.国保食事療養費喪失日、116.老健特定疾病取得日、117.老健特定疾病喪失日、118.老健食事療養費取得日、119.老健食事療養費喪失日、120.老健入院時一負取得日、121.老健入院時一負喪失日、122.新一負資格取得日、123.新一負資格喪失日、124.介護_資格状態区分、125.介護_資格取得日、126.介護_資格喪失日、127.タイムスタンプ、128.ユーザID

(3) 賦課_保険料

1.相当年度、2.賦課番号、3.世帯履歴番号、4.賦課年度、5.保険料額_01、6.納付義務者番号_01、7.国保区名コード_01、8.被保険者証番号_01、9.保険料額_02、10.納付義務者番号_02、11.国保区名コード_02、12.被保険者証番号_02、13.保険料額_03、14.納付義務者番号_03、15.国保区名コード_03、16.被保険者証番号_03、17.保険料額_04、18.納付義務者番号_04、19.国保区名コード_04、20.被保険者証番号_04、21.保険料額_05、22.納付義務者番号_05、23.国保区名コード_05、24.被保険者証番号_05、25.保険料額_06、26.納付義務者番号_06、27.国保区名コード_06、28.被保険者証番号_06、29.保険料額_07、30.納付義務者番号_07、31.国保区名コード_07、32.被保険者証番号_07、33.保険料額_08、34.納付義務者番号_08、35.国保区名コード_08、36.被保険者証番号_08、37.保険料額_09、38.納付義務者番号_09、39.国保区名コード_09、40.被保険者証番号_09、41.保険料額_10、42.納付義務者番号_10、43.国保区名コード_10、44.被保険者証番号_10、45.保険料額_11、46.納付義務者番号_11、47.国保区名コード_11、48.被保険者証番号_11、49.保険料額_12、50.納付義務者番号_12、51.国保区名コード_12、52.被保険者証番号_12、53.タイムスタンプ、54.ユーザID

(4) 賦課_所得内容

1.相当年度、2.整理番号1、3.所得履歴番号、4.暫定確定区分、5.直近区分、6.国保区名コード、7.履歴作成区分、8.所得更正事由コード、9.所得更正年月日、10.所得状態区分、11.所得把握区分、12.簡易申告状況区分、13.簡易申告発送回数、14.簡易申告発送年月日、15.所得照会状況区分、16.所得照会発送回数、17.所得照会発送年月日、18.老年者区分、19.国保優先区分、20.稼得区分、21.営業所得、22.農業所得、23.その他事業所得、24.不動産所得、25.利子所得、26.配当所得、27.給与収入額、28.専従者給与収入額、29.専従者給与収入額青色白色申告区分、30.給与所得、31.国保給与所得、32.公的年金等収入額、33.公的年金等所得、34.公的年金軽減判定控除額、35.非課税年金区分、36.その他雑所得、37.総合譲渡一時所得、38.山林所得、39.退職所得、40.短期所有分事業所得、41.超短期所有分事業所得、42.青色白色申告区分、43.専従者控除額、44.公職任期譲渡所得特別控除前、45.公職任期譲渡所

得、41.超短期所有権争奪所得、42.月口口口口口口口口、43.等従有在除額、44.分離短期譲渡所得特別控除額、45.分離短期譲渡所得特別控除額、46.分離長期譲渡所得特別控除前、47.分離長期居住用財産譲渡所得特別控除前、48.分離長期譲渡所得特別控除額、49.分離長期居住用財産譲渡所得特別控除額、50.分離株式譲渡所得、51.その他の所得、52.繰越控除額__純損失、53.繰越控除額__雑損失、54.無所得区分、55.簡申課税非課税区分、56.基礎控除額、57.給与特別控除額、58.公的年金等特別控除額、59.総所得金額、60.基準__総所得金額、61.軽減判定__総所得金額、62.賦課標準額、63.課税年度、64.個人住民税台帳番号、65.入力整理番号、66.専従配偶者区分、67.専従者人数、68.課税非課税区分、69.国保課税非課税区分、70.課税資料区分、71.国保課税資料区分、72.扶養関係区分、73.国保扶養関係区分、74.軽減免除事由区分、75.徴収区分、76.老人寡婦勤労学生区分、77.控除対象配偶者区分、78.住民税年税額__特別減税後、79.住民税年税額__減免後、80.住民税均等割額、81.住民税所得割額、82.雑損控除額、83.医療費控除額、84.社会保険料控除額、85.小規模企業共済等掛金控除額、86.配偶者特別控除額、87.障害者合計人数、88.障害者特別人数、89.障害者内特人数、90.障害他人数、91.本人障害区分、92.配偶者障害区分、93.合計扶養親族人数、94.老人扶養親族人数、

95.同居老人扶養親族人数、96.特定扶養親族人数、97.その他扶養親族人数、98.整理番号1__1月1日、99.宛名番号、100.市町村民税課税非課税区分、101.民税所得割額、102.市民税均等割額、103.課税__総所得金額、104.課税__分離分所得金額、105.課税__山林所得、106.課税__退職所得、107.課税__超短期譲渡所得、108.課税__土地等事業所得、109.課税__短期譲渡所得、110.課税__国等短期譲渡所得、111.課税__長期譲渡所得、112.課税__優良宅地譲渡所得、113.課税__居住用財産譲渡所得、114.課税__株式等譲渡所得、115.負担割合判定__総所得金額(調整控除前)、116.負担区分判定__総所得金額、117.課税履歴番号、118.株式等配当所得、119.私募証券投資信託等配当所得、120.外貨建等証券投資信託配当所得、121.その他配当所得、122.分離上場株式等譲渡所得金額、123.分離非上場株式等譲渡所得金額、124.分離先物取引雑所得金額、125.道府県民税株式譲渡所得割額、126.道府県民税配当割額、127.繰越控除額__上場株式等、128.繰越控除額__先物取引、129.市民税株式譲渡所得割額、130.市民税配当割額、131.府民税株式譲渡所得割額、132.府民税配当割額、133.課税__上場株式等譲渡所得金額、134.課税__非上場株式等譲渡所得金額、135.課税__先物取引雑所得金額、136.純損失所得区分、137.繰越控除額__通算後譲渡損失、138.繰越控除額確認区分、139.分離配当所得、140.課税__分離配当所得、141.減__総所得金額、142.減__基準__総所得金額、143.減__軽減判定__総所得金額、144.減__賦課標準額、145.減__負担区分判定__総所得金額、146.非課税判定用所得金額、147.減__非課税判定用所得金額、148.年少扶養親族人数、149.タイムスタンプ、150.ユーザID

(5) 給付_療養費支給申請

1.国保区名コード、2.受付番号、3.申請書区分、4.申請年月日、5.被保険者証番号、6.受給者番号、7.制度名区分、8.世帯主整理番号1、9.整理番号1、10.申請種別コード、11.申請理由コード、12.傷病名コード、13.傷病部位コード、14.傷病名__その他、15.国民健康保険コード、16.医療助成コード、17.府県コード、18.医療機関コード、19.療養期間__開始、20.療養期間__終了、21.療養日数、22.食事日数、23.入外区分、24.入外世非区分、25.保険種別コード、26.保険者番号、27.給付割合、28.世家区分、29.附加給付有無区分、30.一負助成免除事由、31.療養費用額、32.支払方法区分、33.金融機関コード、34.店舗コード、35.預金種別区分、36.口座番号、37.口座名義人__カナ、38.支払帳票区分、39.支払区分、40.誓約人区分、41.審査区分、42.局依頼年月日、43.強制登録区分、44.支給区分、45.支給決定額、46.不支給理由コード、47.不支給理由名称、48.予備数値1(作成日)、49.予備数値2、50.予備数値3、51.予備数値4、52.予備数値5、53.予備文字1(採択コード)、54.予備文字2(負担区分)、55.予備文字3(高齢者区分)、56.予備文字4(老健世帯番号)、57.予備文字5、58.タイムスタンプ、59.ユーザID

<統合基盤システム>

(団体内宛名)

1.個人番号、2.統合宛名番号、3.氏名(漢字)、4.氏名(カナ)、5.住所、6.生年月日、7.性別、8.業務システム固有宛名番号、9.異動事由、10.識別項目1、11.識別項目2、12.識別項目3、13.識別項目4、14.登録日時、15.更新日時

<中間サーバー>

(中間サーバー)

1.情報提供用個人識別符号、2.情報提供記録

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

| | |
|---|--|
| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
| 国民健康保険事務情報ファイル | |
| 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） | |
| リスク1: 目的外の入手が行われるリスク | |
| 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 | <p>【本人からの情報入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人が書面を提出する際に、本人(世帯員含む。以降、同様の定義とする)が本人以外の情報を誤って記載することがないようにチェックを行う。 ・国民健康保険業務に係る各種申請に関し、被保険者証、個人番号カード(または、通知カードと顔写真入りの官公署発行の身分証明書等)で申請者の本人確認を行う。 <p>【他部署からの情報入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報入手の際、個人番号により4情報(氏名、性別、生年月日、住所)を確認することにより、対象外の情報を入手するリスクを低減する。 <p>【国保連合会からの情報入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェック(*)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。 * :ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。 |
| 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容 | <p>【本人からの情報入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人が必要な情報以外を誤って記載することがないように書面様式とする。また、記載要領を充実し、必要最小限の情報の記載となるようにする。 <p>【他部署からの情報入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報入手の際、業務要件上、不要な項目は取得できないようにすることにより、対象外の項目を入手するリスクを低減する。 <p>【国保連合会からの情報入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインタフェース(*)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。 * :ここでいう指定されたインタフェースとは、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている国保連合会の国保総合(国保集約)システムと市区町村に設置する国保総合PCとの間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないと、国保連合会の国保総合(国保集約)システムからデータ配信ができないしくみになっている。 |
| その他の措置の内容 | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <p>【本人からの情報入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の収集にあたっては、本人から収集することを原則としている。 ・権利のない者からの届出を受付ないように届出人要件の確認を徹底する。 <p>【他部署からの情報入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務を行う上で従事者からの国民健康保険システム及び統合基盤システムへのアクセスは権限が付与された者しか利用できないよう認証機能を設けている。また、業務に必要な情報のみを入手できるようにする。 <p>【国保連合会からの情報入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインタフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている対象、周期およびデータ定義等によって、本市と国保連合会の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。 |

| | | |
|---------------------------------|---|---|
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク | | |
| 入手の際の本人確認の措置の内容 | 国民健康保険業務に係る各種申請に関し、本人確認を行う際は被保険者証、個人番号カード(または、通知カードと顔写真入りの官公署発行の身分証明書等)で申請者の本人確認を行う。 なお、国保連合会から入手する情報は、本市において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は本市において国保連合会に送付する前に実施済みである。さらに、国保連合会においても個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。 | |
| 個人番号の真正性確認の措置の内容 | 個人番号カードや通知カード等の提示を受け、本人確認終了後、システムにて個人番号に相違ないか確認を行う。 国保連合会から入手する特定個人情報ファイルには、個人番号は記録されていない。 | |
| 特定個人情報の正確性確保の措置の内容 | <p>【本人からの情報入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の申し出に基づき特定個人情報を最新の情報に保つよう努める。 ・住民ではない方の情報については、各事務運用において、正確性が確保された情報を取得する。 ・問題がある場合は本人への聞き取りや他部署・他団体への照会を行い、内容の正確性確保を図る。 <p>【他部署からの情報入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の情報については、住基システムから情報を定期的に取得する。 <p>【国保連合会からの情報入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保連合会から配信される被保険者情報については、本市および他市から送信された被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は本市および他市の双方に配信され、本市および他市の職員が確認している。 ・国保連合会から配信される継続世帯確定結果については、本市から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を本市の職員が確認している。 | |
| その他の措置の内容 | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク | | |

| | |
|--|---|
| <p>リスクに対する措置の内容</p> | <p>【本人からの情報入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出関係の書類は、受付後は専用の収納ケースに保管する。 ・窓口でシステム画面が市民側から見えないように端末機を配置する。 <p>【他部署からの情報入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・照会情報を記載した保管不要な書類は、システムへの入力等を終えた後に、速やかに(シュレッダーで)処分する。 ・事務を行う上で従事者からの統合基盤システムへのアクセスは本市専用回線によるセキュアなネットワーク利用に限定する。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティポリシーの周知等を職員に行う。また、情報漏えい等の防止のため、責任者の許可なく端末機又は記録媒体等を執務室以外に持出すことの禁止や、アクセス権限の管理、システムへのアクセス記録、コンピュータウイルス対策などを実施。 ・定期的及び随時にウイルス対策ソフトウェアの更新を行う。 <p>【国保連合会からの情報入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の国保総合PCは、国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。 ・本市の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。 ・本市の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウイルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・ウイルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連合会により迅速に実施される。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・国保総合PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・国保総合PCと本市システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> ・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。 ・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。 ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 ・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。 |
| <p>リスクへの対策は十分か</p> | <p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
| <p>特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> | |
| <p></p> | |

| 3. 特定個人情報の使用 | |
|---|---|
| リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク | |
| 宛名システム等における措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・統合基盤システム(統合宛名番号付番機能、宛名情報等管理機能)に接続できるシステムは番号法で定められたものに限定しており、番号法に関係しないシステムが連携することはできない。 ・統合基盤システム(統合宛名番号付番機能、宛名情報等管理機能)から国民健康保険システムには直接アクセスできない仕組みのため、統合基盤システム(統合宛名番号付番機能、宛名情報等管理機能)が情報の紐付けを行うことはできない。 ・統合基盤システム(宛名情報等管理機能)には個別業務の特定個人情報を保有しない。 ・番号法に関係する事務を行う部署において、権限を付与された者のみ統合基盤システム(統合宛名番号付番機能、宛名情報等管理機能)にアクセス可能な仕組みとする。 |
| 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容 | <p><国民健康保険システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険システムを使用するための端末は、他のシステム(介護)も起動できるが、国民健康保険事務を担当する職員が使用できるのは、国民健康保険システムのみに限られている。したがって、国民健康保険事務ファイルにのみアクセスでき、その他の事務に用いるファイルにはアクセスできないよう、アクセス制御を行っている。 ・国民健康保険システムから情報連携ネットワークに接続して情報照会を行う場合は、番号法に定められた事務の範囲で許可された情報のみを閲覧するようにシステム構築する。 ・国民健康保険システム及び統合基盤システムは、番号法において各事務で提供が求められた情報のみを中間サーバーに登録・変更できる仕組みとする。 <p><国保総合PCにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。 <p>* :ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p> |
| その他の措置の内容 | |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |
| リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク | |
| ユーザ認証の管理 | <p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p> |
| 具体的な管理方法 | <p>【認証方法】</p> <p><国民健康保険システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、ユーザID、パスワード及び生体情報(指静脈)による認証を行っている。 ・ネットワークユーザIDについては、管理者が管理し、人事異動等でシステム操作者に変更があれば、無効の設定を行う。 ・パスワードは定期的に変更するようシステムで設定している。 <p><統合基盤システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合基盤システムへの利用権限を持つ従事者にのみユーザIDを付与し、ユーザID、パスワード及び生体情報(指静脈)による認証を行う。 ・パスワードは定期的及び随時に変更するよう周知するとともにシステム的に変更を求める設定としている。 <p><国保総合PCにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 <p>【なりすまし防止策】</p> <p>従事者には次の事項の遵守を求め、利用ユーザID、パスワードを適切に管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ID、パスワードは第三者に知られないように管理する。 ・パスワードを秘密にし、パスワードの照会等には一切応じない。 ・パスワードは十分な長さとし、文字列は想像しにくいものとする。 ・パスワードは定期的に変更する。 ・端末機等のパスワードの記憶機能を利用しない。 ・パスワードが流出した可能性がある場合は、速やかに端末機管理者に報告し、パスワードを変更する。 ・使用する機器や記録媒体について、権限を有しない者の使用や閲覧を防止するため、端末機から離れる場合にはログオフにする等適切な措置を講じる。 |

| | | |
|-----------------------|--|---|
| アクセス権限の発効・失効の管理 | <input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> |
| 具体的な管理方法 | <p><国民健康保険システムにおける措置></p> <p>【アクセス権限の発効管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従事者が所属する部署、業務システムを所管する部署の管理者が業務上必要なユーザIDを確認し、アクセス権限管理を行う管理者へ発効の申請を行う。 <p>【アクセス権限の失効管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従事者が所属する部署、業務システムを所管する部署の管理者が業務上不要となったユーザIDを確認し、アクセス権限管理を行う管理者へ失効の申請を行う。 <p><統合基盤システムにおける措置></p> <p>【アクセス権限の発効管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合基盤システムを操作する従事者の権限に応じたユーザID、アクセス権限の割付を行う。 <p>【アクセス権限の失効管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当替え等により操作権限を無くした者のユーザIDやアクセス権限について利用無効や権限削除を行う。 | |
| アクセス権限の管理 | <input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> |
| 具体的な管理方法 | <p><国民健康保険システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・共用IDは発行せず、必ず個人に対しユーザIDを発行する。 ・ユーザID単位で業務権限を設定し、システム内で利用可能な業務を制限している。 ・ユーザIDやアクセス権を国民健康保険システムを管理する課長と事業所管課の課長が定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権を変更又は削除する。 <p><統合基盤システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・操作部署や業務システムの管理者からの申請に基づき、従事者へユーザID及び権限を付与する。担当替え等の際は、システム及び管理者により利用を無効とする。 | |
| 特定個人情報の使用の記録 | <input type="checkbox"/> 記録を残している <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> |
| 具体的な方法 | <p><国民健康保険システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。操作者は個人まで特定でき、記録は5年間保管する。 <p><統合基盤システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合基盤システムのアクセスログ、操作ログを記録し、事務運用で必要となる期間と同一の期間保管する。 <p><国保総合PCにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録し、一定期間保存する。 | |
| その他の措置の内容 | | |
| リスクへの対策は十分か | <input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> |
| リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク | | |
| リスクに対する措置の内容 | <p>【職員の情報管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の利用を事務の目的の達成に必要な範囲内に限定し、事務目的外の利用・提供を禁止している。 ・研修の実施等により、個人情報保護及び情報セキュリティ意識の向上を図る。 ・利用システムに関する実施手順及び知識について研修を行う。 ・国民健康保険システム、及び統合基盤システム利用時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容を記録し、不適切な利用を抑止する。 <p>【委託事業者の情報管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託事業者に対しては目的外利用禁止を契約で定めており、従事者の教育訓練を義務付けている。 <p>【職員の違反措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の使用記録より必要に応じて記録の解析(平成29年1月からは随時記録確認可となる)を行い、事務外の利用有無を確認する。 ・違反行為を行った場合は法の罰則規定により措置を講ずる。なお、本市では懲戒処分に関する指針により、次の事項の違反時には懲戒処分の対象としており、事務外の使用を抑制している。 <p>個人情報の漏えい 個人情報の目的外使用</p> | |

| | | |
|-----------------------------------|--|---|
| | 情報セキュリティポリシー違反 | |
| リスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク | | |
| リスクに対する措置の内容 | <p>【職員の情報管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険システムの運用に関わる職員を対象に、当該システム及び当該システムにより処理されるデータに関わる情報セキュリティの実施手順並びに実施に必要な知識及び技術について研修を行う。 <p>【委託事業者の情報管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先に対しては委託契約書にてデータの無断使用及び第三者への提供の禁止や、複写及び複製の禁止をしている。さらに、委託事業者において、当該従事者に対して情報セキュリティ研修を実施していることを確認している。 <p><国民健康保険システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険システム利用時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な利用を抑止する。 ・USBメモリやCD等の外部記録媒体への書き込みをシステム側で禁止している。 <p><統合基盤システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合基盤システム利用時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な利用を抑止する。 <p><国保総合PCにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正なデータ抽出等ができないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。 ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的に記録の内容が確認され、不正な運用が行われていないかが点検される。 <p>* :ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCと本市システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> ・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。 ・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。 ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 ・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。 | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| | | |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [] 委託しない |
|--|---|-----------|
| 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク | | |
| 情報保護管理体制の確認 | <p>【業者選定時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先を選定する際の要件に、プライバシーマークを取得若しくはISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)の認証を受けていることを義務付けている。 <p>【契約時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書において次の事項を定めている。 <ul style="list-style-type: none"> ア 個人情報保護に関する規程、体制の整備 イ 個人情報保護に関する安全管理措置 ウ 情報セキュリティ対策の実施責任者の配置 ・適切な社内における情報保護管理体制が構築されているか、管理体制の説明を求め確認している。 ・必要に応じ、事業者の管理記録簿の確認又は作業場所の立入検査を実施する。 | |
| 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 | [制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない | |
| 具体的な制限方法 | 委託契約書に次の規定を設ける。 ①アクセス権限を付与する業務員の名簿の提出と、それ以外の者が作業場所に立ち入ることを禁止している。 ②データの機密保持に関する事項を明記し、委託処理の際にデータ保護に関する委託先の規程の確認を行っている。 ③委託事業者に対しては業務外で使用しないように委託契約書に定め、秘密保持に関する覚書を提出させている。 ④委託事業者において、当該職員に対して情報セキュリティ研修を実施していることを確認している。 | |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 | [記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない | |
| 具体的な方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報が記録されたサーバー等での作業については、事前に作業報告の提出を求める。 ・システム作業のためにサーバー等のメンテナンス用のID、パスワード及びデータベースのメンテナンス用ID、パスワードを利用しており、当日の作業報告と照合することで業者の特定ができる。 ・上記の作業実績等については、磁気ディスクに記録し毎日蓄積・保存する。保存した記録については、1ヵ月分を磁気ディスクにまとめて保管委託を行っている。 ・システムの改修や設定変更に係る作業については、作業対象となるOSやミドルウェアが保有する機能によりID単位の操作内容が記録される。 | |
| 特定個人情報の提供ルール | [定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない | |
| 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・本市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託先は、特定個人情報の目的外利用および第三者に提供してはならないこと、特定個人情報の複写、複製、またはこれらに類する行為をすることはできないことなどについて委託契約書に明記することとしている。 ・委託契約の調査事項に基づき、必要があるときは委託先に対して調査を行い、または報告を求める。 | |
| 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 | <p>【市町村保険者事務共同処理業務】</p> 本市から国保連合会への特定個人情報の送付に関しては、国保総合PCで送付を行った際に送付記録を帳簿に記入している。 <p>【バックアップ用媒体の運搬及び外部保管業務委託】</p> 業務の性格上、外部で特定個人情報を取扱うことになるが、保管するのみで直接的に個人情報にアクセスすることはなく、また、基本的な個人情報の取り扱いについて契約条項に定めている。 <p>【上記以外の委託】</p> 上記以外で、委託先に特定個人情報ファイルを提供することは基本的になく、特定個人情報を取扱う作業を行う場合は本庁舎等設置端末を利用する等、特定の作業場所で行うこととしている。 <ul style="list-style-type: none"> ・委託元は、必要があると認めるときは、委託先の個人情報等の保護状況について立入検査を実施する。 | |
| 特定個人情報の消去ルール | [定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない | |

| | | |
|--|--|--|
| | <p>ルール内容及び ルール遵守の確認方法</p> | <p>【市町村保険者事務共同処理業務】 特定個人情報等は、業務完了後は速やかに返還し、または漏えいを起こさない方法によって確実に消去、または処分することを、委託契約書に明記することとしている。 委託契約終了後は、委託先から特定個人情報等の消去・廃棄等に関する報告書を提出させ、消去および廃棄状況の確認を行う。 【外部保管業務委託】 委託先に提供した外部記録媒体については、一定の保管期間を過ぎた後に返還を受け、本市にて媒体の処分を行う。 【上記以外の委託】 特定個人情報の持ち出しは基本的に許可していないため、消去対象の情報はない。</p> |
| <p>委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定</p> | <p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p>[定めている] 1) 定めている 2) 定めていない</p> | |
| | <p>規定の内容</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。 ・個人情報等の授受・搬送・保管・廃棄等について、管理責任者を定める。 ・個人情報等の管理が適切でないと思われる場合、委託業者に対し改善を求めるとともに、個人情報等の管理状況を適切であると認めるまで委託業務を中止させることができる。 ・目的外利用の禁止及び第三者への提供禁止。 ・個人情報等の外部への持ち出し禁止。 ・個人情報等を複写又は複製禁止(本市の同意を得た場合を除く)。 ・個人情報等の保護状況について立入検査を実施することが可能。 ・一括再委託等の禁止。 |
| <p>再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保</p> | <p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p>[十分に行っている] 1) 特に力を入れて行っていない 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない</p> | |
| | <p>具体的な方法</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護の遵守を契約書に記載している。 ・業務に対する再委託先従事者の名簿提出を義務付けている。 ・秘密保持義務に関し覚書を交わしている。 ・情報セキュリティ確認書(※)により個人情報保護に関する必要な措置等について誓約させている。 <p>(※) 委託契約に際し、再委託先から委託先に対して提出させており、契約書に添付されている。</p> |
| <p>その他の措置の内容</p> | | |
| <p>リスクへの対策は十分か</p> | <p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> | |
| <p>特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> | | |
| | | |

| 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） | | [] 提供・移転しない |
|---|---|---|
| リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク | | |
| 特定個人情報の提供・移転の記録 | [記録を残している] | <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない |
| 具体的な方法 | <p>【提供】 ・情報提供ネットワークシステムを通じない特定個人情報の提供は行わない。</p> <p>【移転】 ・移転については、国民健康保険システムから対象となるシステムに対し、自動で実施されるが、その内容は全て記録するように構築している。</p> | |
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール | [定めている] | <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| ルール内容及びルール遵守の確認方法 | <p>【提供】 ・情報提供ネットワークシステムを通じない特定個人情報の提供は行わない。</p> <p>【移転】 ・番号法の規定に基づき、認められる特定個人情報の移転について、規定の範囲内において特定個人情報の提供を行う。また特定個人情報保護の理解度を高めるために、教育・指導を行う。</p> | |
| その他の措置の内容 | USBメモリやCD等の外部記録媒体への書き込みをシステム側で禁止している。 | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク | | |
| リスクに対する措置の内容 | <p>【提供】 ・情報提供ネットワークシステムを通じない特定個人情報の提供は行わない。</p> <p>【移転】 ・国民健康保険システムから対象のシステムに向け、指定の日時に指定した情報を抽出して引き渡すか、指定した情報について対象のシステムからオンラインで閲覧できるよう構築している。</p> | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク | | |
| リスクに対する措置の内容 | <p>【提供】 ・情報提供ネットワークシステムを通じない特定個人情報の提供は行わない。</p> <p>【移転】 ・国民健康保険システムでは本業務で保有する情報をすべて連携することはできず、番号法に基づき認められる情報のみしか移転できない仕組みとしている。また、決められた移転先のみにし情報の移転ができない仕組みとしている。</p> | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| | | |

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

| | |
|---------------------|---|
| <p>リスクに対する措置の内容</p> | <p><国民健康保険システムの運用における措置> 番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また特定個人情報保護の理解度を高めるために、教育・指導を行う。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> |
|---------------------|---|

| | |
|--------------------|---|
| <p>リスクへの対策は十分か</p> | <p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
|--------------------|---|

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

| | |
|---------------------|--|
| <p>リスクに対する措置の内容</p> | <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN(バーチャルプライベートネットワーク)等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> |
|---------------------|--|

| | |
|--------------------|---|
| <p>リスクへの対策は十分か</p> | <p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
|--------------------|---|

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク

| | |
|---------------------|--|
| <p>リスクに対する措置の内容</p> | <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p> |
|---------------------|--|

| | |
|--------------------|---|
| <p>リスクへの対策は十分か</p> | <p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
|--------------------|---|

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

| | |
|------------------------------|--|
| <p>リスクに対する措置の内容</p> | <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p> |
| <p>リスクへの対策は十分か</p> | <p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
| <p>リスク5: 不正な提供が行われるリスク</p> | |
| <p>リスクに対する措置の内容</p> | <p><国民健康保険システムの運用における措置> ①情報提供ネットワークシステムにおける情報連携においては、中間サーバーに保有されている情報のみが連携されることになっており、国民健康保険システムが保有する情報が全て連携されるわけではない。 ②中間サーバーに保有される特定個人情報は、番号法の規定に基づき定められた情報のみとなり、不正な提供が行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> |
| <p>リスクへの対策は十分か</p> | <p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
| <p>リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク</p> | |

| | |
|---|---|
| <p>リスクに対する措置の内容</p> | <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p> <p><中間サーバーの運用における措置> セキュリティ実施手順等について定期的に職員へ研修を行う。また、情報漏えい等の防止のため、管理者の許可なく端末機又は記録媒体等を執務室以外に持出すことの禁止、アクセス権限の管理、システムへのアクセス記録を実施する。</p> |
| <p>リスクへの対策は十分か</p> | <p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
| <p>リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク</p> | |
| <p>リスクに対する措置の内容</p> | <p><国民健康保険システムの運用における措置> ①情報提供ネットワークシステムにおける情報連携においては、中間サーバーに保有されている情報のみが連携されることになっており、国民健康保険システムが保有する情報が全て連携されるわけではない。 ②中間サーバーに保有される特定個人情報は、番号法の規定に基づき定められた情報のみとなっており、誤った情報の提供が行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p> <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p> |
| <p>リスクへの対策は十分か</p> | <p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
| <p>情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> | |
| <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p> | |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---------------------------|---------------|---|
| リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク | | |
| ①NISC政府機関統一基準群 | [政府機関ではない] | <選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない |
| ②安全管理体制 | [十分に整備している] | <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない |
| ③安全管理規程 | [十分に整備している] | <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない |
| ④安全管理体制・規程の職員への周知 | [十分に周知している] | <選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない |
| ⑤物理的対策 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| | 具体的な対策の内容 | <p>【情報システム室における対策】 特定個人情報を格納するサーバーを設置する情報システム室は次の対策を行っている。 ・情報システム室は無窓構造であり、入退室できるドアは2か所に限定しており、これらのドアもICカードによる入退室管理を行っている。 ・サーバー機器は施錠されたラック内部に格納されている。 ・情報システム室には火災報知機やガス系消火設備を設置するなどの防火措置を行っている。 ・情報システム室内に設置したサーバーは、転倒・落下防止等の耐震対策を行っている。 ・情報システム室で利用する電源はCVCF装置や自家発電装置を設置し、電氣的障害に対する措置を講じている。</p> <p>【記録媒体等の保管場所における対策】 バックアップデータを記録した媒体の保管場所については、次の対策を行っている。 ・システムバックアップデータは、情報システム室内の保管庫に格納し、入室者の制限を行っている。また、大阪府外の遠隔地にも保管している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> |
| ⑥技術的対策 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

| | | |
|--|------------------|---|
| | <p>具体的な対策の内容</p> | <p><国民健康保険システム・統合基盤システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウイルス対策ソフトウェアを導入し、サーバー及び端末機に常駐させることで、コンピュータウイルス等の不正プログラム検出を行っている。 ・ウイルス対策ソフトウェアについて、定期的に当該ソフトウェア及びパターンファイルの更新を実施している。 ・国民健康保険システム及び統合基盤システムは住民情報等を取り扱う重要システムが利用する専用ネットワークに接続しており、インターネットと物理的に接続されていない。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・システム画面についてはスクリーンコピーを不可能とする設定を行っている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <p><国保総合(国保集約)システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。 ・国保総合PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したもののみを使用可能とする。 ・国保総合PCには、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。 ・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。 ・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 |
| ⑦バックアップ | [十分に行っている] | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p> |
| ⑧事故発生時手順の策定・周知 | [十分に行っている] | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p> |
| ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <p><選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p> |
| | その内容 | |
| | 再発防止策の内容 | |
| ⑩死者の個人番号 | [保管している] | <p><選択肢></p> <p>1) 保管している 2) 保管していない</p> |
| | 具体的な保管方法 | 生存者の個人番号と同様の保管方法としている。 |
| | その他の措置の内容 | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |

| | |
|--------------------------------------|---|
| リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <p><国民健康保険システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・データについては、最新の状態で保管する。 ・住民の情報については、住基システムから情報を定期的に取得する。また、住民ではない方の情報については、各事務運用において、正確性が確保された情報を取得する。 <p><統合基盤システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合宛名に係る住民の4情報(氏名、性別、生年月日、住所)については、住基システムと連携し、最新の状態を維持する。また、住民以外の情報については、各事務運用において、正確性が確保された情報に更新される。 <p><国保総合(国保集約)システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 ・国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクはない。 |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |
| リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク | |
| 消去手順 | <p>[定めている] <選択肢></p> <p>1) 定めている 2) 定めていない</p> |
| 手順の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・データについては、保管期間の満了後システムにてデータベースより削除する。 ・CD等の外部媒体については、物理的破壊を行う。 ・申請書等の紙媒体については、外部業者による溶解処理を行う。 |
| その他の措置の内容 | <p><国保総合(国保集約)システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 ・国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。 |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |
| 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| | |

IV その他のリスク対策 ※

| 1. 監査 | |
|---|--|
| ①自己点検 | <p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>具体的なチェック方法</p> <p>・個人情報を取扱うに当たり、事務作業の中で遵守しなければならないルールを設定し、遵守しているかのセルフチェックを月1回行っている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p> |
| ②監査 | <p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>具体的な内容</p> <p>・大阪市情報セキュリティ検査実施要綱に基づき、毎年1回、最高情報セキュリティ責任者が実施する内部監査において全てのシステムのセキュリティ対策の状況について確認を行い、外部監査人による評価を受ける。 また、セキュリティ内部監査の結果、必要と認められるシステムについては、選任された外部監査人によるセキュリティ監査を受け、問題点の把握・改善に努めている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> |
| 2. 従業者に対する教育・啓発 | |
| 従業者に対する教育・啓発 | <p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>具体的な方法</p> <p><国民健康保険システムにおける措置> ・国民健康保険システムについて、区役所等のシステム利用部署の責任者に新たに着任した者について、セキュリティ対策の研修を実施し、所管部署のセキュリティ対策の徹底に努めるよう啓発を行っている。 ・セキュリティ関連規程等に変更があった場合は、それに基づく本システムのセキュリティ対策実施手順についても適宜必要な見直しを行っており、見直しを行った場合は利用部署等に周知を行い、セキュリティ対策の徹底を図るよう指導を行っている。 ・委託事業者に対しては業務外で使用しないように委託契約書(協定書)に定め、秘密保持に関する覚書を提出させている。さらに、委託事業者において、当該職員に対して情報セキュリティ研修を実施させている。 ・違反行為を行ったものに対しては、懲戒処分に関する指針に基づき懲戒処分の対象となる。</p> <p><国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発> 国保総合(国保集約)システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関し、該当する職員に対し集合研修を実施する。(年間1回程度)</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p> |
| 3. その他のリスク対策 | |
| <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> | |

V 開示請求、問合せ

| 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|--------------------------|--|
| ①請求先 | 〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市総務局行政部行政課(情報公開グループ) |
| ②請求方法 | ・窓口(大阪市役所本庁舎1階市民相談室)で直接、開示・訂正・利用停止請求 ・郵便にて開示・訂正・利用停止請求 |
| 特記事項 | 大阪市ホームページ上に請求先及び請求方法を掲載。 |
| ③手数料等 | [無料] <選択肢> (手数料額、納付方法: 1) 有料 2) 無料) |
| ④個人情報ファイル簿の公表 | [行っていない] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない |
| 個人情報ファイル名 | |
| 公表場所 | |
| ⑤法令による特別の手続 | |
| ⑥個人情報ファイル簿への不記載等 | |
| 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| ①連絡先 | 〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市福祉局生活福祉部保険年金課 電話: 06-6208-7961 ファックス: 06-6202-4156 |
| ②対応方法 | ・問合せ内容を十分聴き取り、申出者に説明を行い、その対応について記録を残す。 ・漏えい等に係る問合せについては、必要に応じて調査等を実施し、申出者に説明する。 |

VI 評価実施手続

| 1. 基礎項目評価 | |
|--------------------------|---|
| ①実施日 | 平成29年1月25日 |
| ②しきい値判断結果 | <p>[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる</p> <p>2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施)</p> <p>3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施)</p> <p>4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)</p> |
| 2. 国民・住民等からの意見の聴取 | |
| ①方法 | 大阪市ホームページへの掲載及び市民情報プラザ(大阪市役所1階)での配架等により意見募集内容の閲覧を行い、郵送、FAX、電子メール又は窓口(大阪市福祉局生活福祉部保険年金課)への持参により意見を受け付ける。 |
| ②実施日・期間 | 平成29年2月6日 から 平成29年3月8日 まで |
| ③期間を短縮する特段の理由 | |
| ④主な意見の内容 | 意見なし |
| ⑤評価書への反映 | なし |
| 3. 第三者点検 | |
| ①実施日 | 平成29年4月24日 |
| ②方法 | 大阪市個人情報保護審議会による点検 |
| ③結果 | 特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与え得る影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのリスクを軽減するための措置が講じられていると認められる。 |
| 4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】 | |
| ①提出日 | |
| ②個人情報保護委員会による審査 | |

(別添3)変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|---|---|------|--------------------------------------|
| 平成28年8月31日 | <表紙> 公表日 | 平成27年7月31日 | 平成28年8月31日 | 事前 | |
| 平成29年1月4日 | I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称 | 国民健康保険の資格得喪、保険料の賦課決定及び給付に関する事務 | 国民健康保険の資格得喪、保険料の賦課決定、 <u>収納及び給付に関する事務</u> | 事前 | ①重要な変更(特定個人情報を取り扱う事務の内容を追加)及びこれに伴う修正 |
| 平成29年1月4日 | I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 | ③国民健康保険の給付に関する事務 ・・・所得情報や減免情報等より年間保険料を算出を行う。 | ③国民健康保険料の収納等に関する事務 ④国民健康保険の給付に関する事務 ・・・所得情報や減免情報等より年間保険料を算出し収納を行う。 | 事前 | 同上 |
| 平成29年1月4日 | I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能 | (記載なし) | ③収納にかかる機能 ・国民健康保険料の収納台帳等の管理。 ・国民健康保険料の納付書等の作成。 ・振替口座の管理。 ・国民健康保険料還付通知書の作成。 | 事前 | 同上 |
| 平成29年1月4日 | I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①、② | (記載なし) | ①事務実施上の必要性 ・再転入者において、同一納付義務者を適切に把握し、収入状況を管理する必要がある。 ②実現が期待されるメリット ・再転入者の個人番号を利用し、過去に納付義務のある収入状況との紐付けを行い、適切な納付相談等を実施する。 | 事前 | 同上 |
| 平成29年1月4日 | II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的※ | 国民健康保険の資格事務、賦課事務、給付事務を行うこと。 | 国民健康保険の資格事務、賦課事務、 <u>収納事務</u> 、給付事務を行うこと。 | 事前 | 同上 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|---|---|------|--|
| 平成29年1月4日 | II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的 変更の妥当性 | (記載なし) | 【変更点】収納事務の追加 【妥当性】番号法第9条第1項別表第一第30の項及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」第24条第6号に定める、保険料の徴収に関する事務の範囲内で使用する。 | 事前 | 同上 |
| 平成29年1月4日 | II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 | (記載なし) | Ⅲ収納にかかる事務 ・納付義務者にかかる保険料等の徴収に関する事務 | 事前 | 同上 |
| 平成29年1月4日 | II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合 | (4) 地方税関係情報と届出情報を突合して、負担区分、所得区分の要件情報を収集する。【上記Ⅲ】 (5) 医療給付関係情報と届出情報を突合して、入院日数の要件情報を収集する。【上記Ⅲ】 (6) 介護保険給付関係情報と届出情報を突合して、高額介護合算の要件情報を収集する。【上記Ⅲ】 | (4) 地方税関係情報と届出情報を突合して、負担区分、所得区分の要件情報を収集する。【上記Ⅳ】 (5) 医療給付関係情報と届出情報を突合して、入院日数の要件情報を収集する。【上記Ⅳ】 (6) 介護保険給付関係情報と届出情報を突合して、高額介護合算の要件情報を収集する。【上記Ⅳ】 | 事前 | 同上 |
| 平成29年1月4日 | 【別紙1】事務内容別 情報連携イメージ図 (3) 収納に係る事務 | (記載なし) | (収納事務についても新たに作成) | 事前 | 同上 |
| 平成29年7月1日 | I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号 別表第二 第2、3、5、26、30、33、39、42、43、44、45、58、62、80、87、93の項 | 1 情報提供 番号法第19条第7号 別表第二 第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、93、95、97、106、109、120 の項 2 情報照会 番号法第19条第7号 別表第二 第42、43、44、45 の項 | 事前 | ①重要な変更(情報提供ネットワークシステムによる情報連携について、根拠法令の整理)及びこれに伴う修正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|--|--|------|--|
| 平成29年7月1日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (提供先) | (1件ずつ個別の記載) | (別紙一覧表形式で記載。また、上記根拠法令の整理に伴い提供先を追加) | 事前 | 同上 |
| 平成28年8月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 | 評価実施機関内の他部署(市民局総務部総務課、財政局税務部課税課、福祉局高齢施策部介護保険課) | 評価実施機関内の他部署(市民局総務部総務課、財政局税務部課税課、福祉局高齢施策部介護保険課、福祉局生活福祉部保護課) | 事後 | ①本市内部の庁内連携は個人番号を用いず独自番号で行うため、記載していなかったが、H27.12月に制定した本市規則で、双方で個人番号を保有し紐付け可能な場合は特定個人情報として扱うよう整理したため、追加記載する。重要な変更の対象項目だが、取り扱いに変更はなく考え方の整理のみであるため、重要な変更に当たらない。 |
| 平成28年8月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度 | (記載なし) | 随時:各区の生活保護グループ等からの生保連絡票(紙媒体)により都度生活保護関係情報を入手している | 事後 | 同上 |
| 平成28年8月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (移転を行っている件数) | 2件 | 8件 | 事後 | ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない |
| 平成28年8月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (移転先3) | (記載なし) | (福祉局生活福祉部保護課を追記) | 事後 | ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|--------|-------------------------|------|--------------------------------|
| 平成28年8月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (移転先4) | (記載なし) | (福祉局高齢施策部高齢施設課を追記) | 事後 | ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない |
| 平成28年8月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (移転先5) | (記載なし) | (福祉局障がい者施策部障がい支援課を追記) | 事後 | ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない |
| 平成28年8月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (移転先6) | (記載なし) | (健康局健康推進部こころの健康センターを追記) | 事後 | ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない |
| 平成28年8月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (移転先7) | (記載なし) | (財政局税務部課税課を追記) | 事後 | ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない |
| 平成28年8月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (移転先8) | (記載なし) | (市民局総務部総務課を追記) | 事後 | ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|--|--|------|--|
| 平成28年8月31日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 (リスク2に対する措置の内容) | 【移転】 ・国民健康保険システムから対象のシステムに向け、指定の日時に指定した情報を抽出するようシステムを構築し、抽出した情報を対象システムに引き渡して移転を行っている。 | 【移転】 ・国民健康保険システムから対象のシステムに向け、指定の日時に指定した情報を抽出して引き渡すか、 <u>指定した情報について対象のシステムからオンラインで閲覧できるよう構築している。</u> | 事後 | ①本市内部の庁内連携は個人番号を用いず独自番号で行うため、記載していなかったが、H27.12月に制定した本市規則で、双方で個人番号を保有し紐付け可能な場合は特定個人情報として扱うよう整理したため、追加記載する。重要な変更の対象項目だが、取り扱いに変更はなく考え方の整理のみであるため、重要な変更にあたらない。 |
| 平成28年8月31日 | 【別紙1】事務内容別 情報連携イメージ図 (1)資格適用に係る事務 | (イメージ図中、「2.生保連絡票」について「特定個人情報を含まない情報の流れ」として記載) | (「特定個人情報の流れ」として記載) | 事後 | ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない |
| 平成28年8月31日 | 【別紙1】事務内容別 情報連携イメージ図 (2)賦課に係る事務 | (イメージ図中、「15.所得申告情報提供」について「特定個人情報を含まない情報の流れ」として記載) | (「特定個人情報の流れ」として記載) | 事後 | ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない |
| 平成28年8月31日 | I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長 | 福祉局長 西嶋 善親 | 福祉局長 諫山 保次郎 | 事後 | ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない |
| 平成28年8月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報の取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名 | 株式会社日立システムズ | アクセンチュア株式会社 | 事後 | ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない |
| 平成29年1月4日 | (別添2)特定個人情報ファイル記録項目 | (記載省略) | (システム再構築に伴い、テーブル構成の見直しを行ったため、全面的に差し替える) | 事前 | ③事後で足りるものの任意に事前に提出 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|--|--|------|---------------------------------------|
| 平成29年1月4日 | 【別紙1】事務内容別 情報連携イメージ図 (2)賦課に係る事務 | 簡易申告書 | 所得申告書 | 事前 | ③事後で足りるものの任意に事前に提出 |
| 平成28年8月31日 | V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法(特記事項) | 大阪市ホームページ上に請求先及び請求方法を掲載する予定。 | 大阪市ホームページ上に請求先及び請求方法を掲載。 | 事後 | ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない |
| 平成28年8月31日 | VI 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日 | 平成27年2月4日 | 平成28年5月25日 | 事後 | ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない |
| 平成28年8月31日 | VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間 | 平成27年3月23日から平成27年4月22日まで | 平成28年6月20日から平成28年7月22日まで | 事後 | ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない |
| 平成28年8月31日 | VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日 | 平成27年5月19日 | 平成28年 8月 8日 | 事後 | ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない |
| 平成30年4月1日 | I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 | ※市民からの申請に基づき資格取得・資格喪失等を行い、国民健康保険被保険者証(以下「被保険者証」という。)の発行、及び年1回の更新を行う。所得情報や減免情報等より年間保険料を算出し収納を行う。被保険者からの申請に基づき、償還払いや高額療養費の支払を行う。 | ※市民からの申請に基づき資格取得・資格喪失等を行い、国民健康保険被保険者証(以下「被保険者証」という。)の発行、及び年1回の更新を行う。所得情報や減免情報等より年間保険料を算出し収納を行う。被保険者からの申請に基づき、償還払いや高額療養費の支払を行う。高額療養費の多数回該当については、大阪府内で情報を引き継ぎ、判定を行う。 | 事前 | ①重要な変更(特定個人情報ファイルの取扱いの委託を追加)及びこれに伴う修正 |
| 平成30年4月1日 | I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム(システム4) | (記載なし) | (システム4「国保総合システムおよび国保情報集約システム」を追記) | 事前 | ①重要な変更(特定個人情報ファイルの取扱いの委託を追加)及びこれに伴う修正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|-----------------------------------|---|------|---------------------------------------|
| 平成30年4月1日 | (別添1)事務の内容 (イメージ図) | (記載なし) | (大阪府国民健康保険団体連合会との情報連携を追記) | 事前 | ①重要な変更(特定個人情報ファイルの取扱いの委託を追加)及びこれに伴う修正 |
| 平成30年4月1日 | (別添1)事務の内容 <情報連携の説明> | (記載なし) | 12. 国保総合PCを介して、国保連合会(*)より府内転入者等の被保険者情報、高額該当引継情報等の提供を受け、保険給付の業務に利用する。 (*)被保険者の資格情報等を都道府県単位で管理するために、「国保情報集約システム」の共同設置と運用を国保連合会に委託し、本市より、資格の異動情報等を提供している。 | 事前 | ①重要な変更(特定個人情報ファイルの取扱いの委託を追加)及びこれに伴う修正 |
| 平成29年4月28日 | II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性 | ・年金関係情報:国民健康保険料の特別徴収を適切に実施するために保有 | ・年金関係情報:①国民健康保険料の特別徴収を適切に実施するために保有、②資格適正化のために保有 | 事後 | ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない |
| 平成30年4月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 | []その他() | [O]その他(大阪府国民健康保険団体連合会) | 事前 | ①重要な変更(特定個人情報ファイルの取扱いの委託を追加)及びこれに伴う修正 |
| 平成30年4月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法 | []専用線 | [O]専用線 | 事前 | ①重要な変更(特定個人情報ファイルの取扱いの委託を追加)及びこれに伴う修正 |
| 平成30年4月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度 | (記載なし) | <国保連合会に関わるもの> ・日次:都道府県単位の被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル等)を入手している。 ・月次:高額該当の引き継ぎ情報(継続候補世帯リスト、継続世帯確定リスト等)を入手している。 | 事前 | ①重要な変更(特定個人情報ファイルの取扱いの委託を追加)及びこれに伴う修正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|--|---|------|---------------------------------------|
| 平成29年4月28日 | II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度 | ・定期:月次・年次で国民健康保険有資格者全員の税(所得)情報を入手している。 | ・定期:月次・年次で国民健康保険有資格者全員の税(所得)情報を入手している。 <u>年次で国民年金の資格喪失者(2号該当、3号該当による喪失)情報を入手している。</u> | 事後 | ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない |
| 平成30年4月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性 | (記載なし) | ・国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託していることから、本市で保険給付の支給、保険料の徴収または保健事業等を実施するために、被保険者情報や高額該当の引継情報を入手している。 | 事前 | ①重要な変更(特定個人情報ファイルの取扱いの委託を追加)及びこれに伴う修正 |
| 平成29年4月28日 | II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性 | (記載なし) | ・資格疑義に該当する世帯を調査し、資格適正化を実施するため、国民年金の資格喪失者(2号該当、3号該当)情報を入手している。 | 事後 | ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない |
| 平成29年4月28日 | II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示 | (記載なし) | ・国保連合会からの入手については、国民健康保険法第113条の3、国民健康保険法施行規則第44条の2、第44条の3に明示されている。 | 事後 | ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない |
| 平成30年4月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報の取扱いの委託 委託の有無 (委託の件数) | 4件 | 5件 | 事前 | ①重要な変更(特定個人情報ファイルの取扱いの委託を追加)及びこれに伴う修正 |
| 平成30年4月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報の取扱いの委託 委託事項5 | (記載なし) | (「資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務」(大阪府国民健康保険団体連合会)の委託を追記) | 事前 | ①重要な変更(特定個人情報ファイルの取扱いの委託を追加)及びこれに伴う修正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|--------|---|------|---------------------------------------|
| 平成29年4月28日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無 (移転の件数) | 8件 | 10件 | 事後 | ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない |
| 平成29年4月28日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先7 | (記載なし) | (健康局保健所管理課を追記) | 事後 | ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない |
| 平成29年4月28日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先10 | (記載なし) | (こども青少年局子育て支援部こども家庭課を追記) | 事後 | ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない |
| 平成30年4月1日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク1 (対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容) | (記載なし) | 【国保連合会からの情報入手】 ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェック(*)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。 * :ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。 | 事前 | ①重要な変更(特定個人情報ファイルの取扱いの委託を追加)及びこれに伴う修正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|--------|--|------|---------------------------------------|
| 平成30年4月1日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク1 (必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容) | (記載なし) | <p>【国保連合会からの情報入手】</p> <p>・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインタフェース(*)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。</p> <p>*:ここでいう指定されたインタフェースとは、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている国保連合会の国保総合(国保集約)システムと市区町村に設置する国保総合PCとの間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないと、国保連合会の国保総合(国保集約)システムからデータ配信ができないしくみになっている。</p> | 事前 | ①重要な変更(特定個人情報ファイルの取扱いの委託を追加)及びこれに伴う修正 |
| 平成30年4月1日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク2 (リスクに対する措置の内容) | (記載なし) | <p>【国保連合会からの情報入手】</p> <p>・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインタフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている対象、周期およびデータ定義等によって、本市と国保連合会の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないとデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。</p> | 事前 | ①重要な変更(特定個人情報ファイルの取扱いの委託を追加)及びこれに伴う修正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|--|---|------|---------------------------------------|
| 平成30年4月1日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク3 (入手の際の本人確認の措置の内容) | 国民健康保険業務に係る各種申請に関し、本人確認を行う際は被保険者証、個人番号カード(または、通知カードと顔写真入りの官公署発行の身分証明書等)で申請者の本人確認を行う。 | 国民健康保険業務に係る各種申請に関し、本人確認を行う際は被保険者証、個人番号カード(または、通知カードと顔写真入りの官公署発行の身分証明書等)で申請者の本人確認を行う。 なお、国保連合会から入手する情報は、本市において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は本市において国保連合会に送付する前に実施済みである。さらに、国保連合会においても個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。 | 事前 | ①重要な変更(特定個人情報ファイルの取扱いの委託を追加)及びこれに伴う修正 |
| 平成30年4月1日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク3 (個人番号の真正性確認の措置の内容) | 個人番号カードや通知カード等の提示を受け、本人確認終了後、システムにて個人番号に相違ないか確認を行う。 | 個人番号カードや通知カード等の提示を受け、本人確認終了後、システムにて個人番号に相違ないか確認を行う。 国保連合会から入手する特定個人情報ファイルには、個人番号は記録されていない。 | 事前 | ①重要な変更(特定個人情報ファイルの取扱いの委託を追加)及びこれに伴う修正 |
| 平成30年4月1日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク3 (特定個人情報の正確性確保の措置の内容) | (記載なし) | 【国保連合会からの情報入手】 ・国保連合会から配信される被保険者情報については、本市および他市から送信された被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は本市および他市の双方に配信され、本市および他市の職員が確認している。 ・国保連合会から配信される継続世帯確定結果については、本市から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を本市の職員が確認している。 | 事前 | ①重要な変更(特定個人情報ファイルの取扱いの委託を追加)及びこれに伴う修正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|--------|--|------|---------------------------------------|
| 平成30年4月1日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク4 (リスクに対する措置の内容) | (記載なし) | <p>【国保連合会からの情報入手】・本市の国保総合PCは、国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。・本市の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。・本市の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウイルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。・ウイルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連合会により迅速に実施される。・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。・国保総合PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。・国保総合PCと本市システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。</p> | 事前 | ①重要な変更(特定個人情報ファイルの取扱いの委託を追加)及びこれに伴う修正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|--------|--|------|---------------------------------------|
| 平成30年4月1日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク1 (事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容) | (記載なし) | <p><国保総合PCにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。 * :ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。 | 事前 | ①重要な変更(特定個人情報ファイルの取扱いの委託を追加)及びこれに伴う修正 |
| 平成30年4月1日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2 (ユーザ認証の管理:具体的な管理方法) | (記載なし) | <p><国保総合PCにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 | 事前 | ①重要な変更(特定個人情報ファイルの取扱いの委託を追加)及びこれに伴う修正 |
| 平成30年4月1日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2 (特定個人情報の使用の記録:具体的な方法) | (記載なし) | <p><国保総合PCにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録し、一定期間保存する。 | 事前 | ①重要な変更(特定個人情報ファイルの取扱いの委託を追加)及びこれに伴う修正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|-----------------------------|--|------|---------------------------------------|
| 平成30年4月1日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク4 (リスクに対する措置の内容) | (記載なし) | <p><国保総合PCにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正なデータ抽出等ができないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。 ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的に記録の内容が確認され、不正な運用が行われていないかが点検される。 <p>* :ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCと本市システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> ・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。 ・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。 ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 ・保管する必要がある使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。 | 事前 | ①重要な変更(特定個人情報ファイルの取扱いの委託を追加)及びこれに伴う修正 |
| 平成30年4月1日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール(委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法) | 委託先から第三者への特定個人情報の提供は認めていない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・本市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託先は、特定個人情報の目的外利用および第三者に提供してはならないこと、特定個人情報の複写、複製、またはこれらに類する行為をすることはできないことなどについて委託契約書に明記することとしている。 ・委託契約の調査事項に基づき、必要があるときは委託先に対して調査を行い、または報告を求める。 | 事前 | ①重要な変更(特定個人情報ファイルの取扱いの委託を追加)及びこれに伴う修正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|--|--|------|---------------------------------------|
| 平成30年4月1日 | <p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</p> <p>特定個人情報の提供ルール（委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法）</p> | <p>・委託先へ特定個人情報ファイルを提供することは基本的になく、特定個人情報を取扱う作業を行う場合は本庁舎等設置端末を利用する等、特定の作業場所で行うこととしている。ただし、バックアップ用媒体の運搬及び外部保管業務委託事業者については、業務の性格上外部で特定個人情報を取扱うことになるが、保管するのみで直接的に個人情報にアクセスすることではなく、また、基本的な個人情報の取り扱いについて契約条項に定めている。</p> <p>・委託元は、必要があると認めるときは、委託先の個人情報等の保護状況について立入検査を実施する。</p> | <p>【市町村保険者事務共同処理業務】</p> <p>本市から国保連合会への特定個人情報の送付に関しては、国保総合PCで送付を行った際に送付記録を帳簿に記入している。</p> <p>【バックアップ用媒体の運搬及び外部保管業務委託】</p> <p>業務の性格上、外部で特定個人情報を取扱うことになるが、保管するのみで直接的に個人情報にアクセスすることではなく、また、基本的な個人情報の取り扱いについて契約条項に定めている。</p> <p>【上記以外の委託】</p> <p>上記以外で、委託先に特定個人情報ファイルを提供することは基本的になく、特定個人情報を取扱う作業を行う場合は本庁舎等設置端末を利用する等、特定の作業場所で行うこととしている。</p> <p>・委託元は、必要があると認めるときは、委託先の個人情報等の保護状況について立入検査を実施する。</p> | 事前 | ①重要な変更(特定個人情報ファイルの取扱いの委託を追加)及びこれに伴う修正 |
| 平成30年4月1日 | <p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</p> <p>特定個人情報の消去ルール（ルールの内容及びルール遵守の確認方法）</p> | <p>委託事業者には特定個人情報の持ち出しは基本的に許可していないため、消去対象の情報はない。ただし、外部保管業務委託事業者に提供した外部記憶媒体については、一定の保管期間を過ぎた後に返還を受け、本市にて媒体の処分を行う。</p> | <p>【市町村保険者事務共同処理業務】</p> <p>特定個人情報等は、業務完了後は速やかに返還し、または漏えいを起こさない方法によって確実に消去、または処分することを、委託契約書に明記することとしている。</p> <p>委託契約終了後は、委託先から特定個人情報等の消去・廃棄等に関する報告書を提出させ、消去および廃棄状況の確認を行う。</p> <p>【外部保管業務委託】</p> <p>委託先に提供した外部記録媒体については、一定の保管期間を過ぎた後に返還を受け、本市にて媒体の処分を行う。</p> <p>【上記以外の委託】</p> <p>特定個人情報の持ち出しは基本的に許可していないため、消去対象の情報はない。</p> | 事前 | ①重要な変更(特定個人情報ファイルの取扱いの委託を追加)及びこれに伴う修正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|--------|--|------|---------------------------------------|
| 平成30年4月1日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 (⑥技術的対策:具体的な対策の内容) | (記載なし) | <国保総合(国保集約)システムにおける措置> ・市区町村と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。 ・国保総合PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したもののみを使用可能とする。 ・国保総合PCには、ウィルス対策ソフトウェアを導入し、ウィルスパターンファイルは適時更新する。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。 ・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報が、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。 ・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 | 事前 | ①重要な変更(特定個人情報ファイルの取扱いの委託を追加)及びこれに伴う修正 |
| 平成30年4月1日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2 (リスクに対する措置の内容) | (記載なし) | <国保総合(国保集約)システムにおける措置> ・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 ・国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が古い情報のまま保存され続けるリスクはない。 | 事前 | ①重要な変更(特定個人情報ファイルの取扱いの委託を追加)及びこれに伴う修正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|---|---|------|---------------------------------------|
| 平成30年4月1日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3 (その他の措置の内容) | (記載なし) | <p><国保総合(国保集約)システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 ・国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。 | 事前 | ①重要な変更(特定個人情報ファイルの取扱いの委託を追加)及びこれに伴う修正 |
| 平成30年4月1日 | Ⅳその他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 (具体的な方法) | (記載なし) | <p><国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発></p> <p>国保総合(国保集約)システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関し、該当する職員に対し集合研修を実施する。(年間1回程度)</p> | 事前 | ①重要な変更(特定個人情報ファイルの取扱いの委託を追加)及びこれに伴う修正 |
| 平成29年4月28日 | Ⅵ評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日 | 平成28年5月25日 | 平成29年1月25日 | 事後 | ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない |
| 平成29年4月28日 | Ⅵ評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間 | 平成28年6月20日から平成28年7月22日まで | 平成29年2月6日 から 平成29年3月8日 まで | 事後 | ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない |
| 平成29年4月28日 | Ⅵ評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日 | 平成28年8月8日 | 平成29年4月24日 | 事後 | ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない |
| 平成29年4月28日 | 【別紙1】事務内容別 情報連携イメージ図 (1)資格に係る事務 | (イメージ図中、「20.資格異動提供」について「特定個人情報を含まない情報の流れ」として記載) | (「特定個人情報の流れ」として記載) | 事後 | ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-------------|--|--|---|------|---------------------------------------|
| 平成30年4月1日 | 【別紙1】事務内容別 情報連携イメージ図 (1)資格に係る事務 | (記載なし) | (国保総合(国保集約)システムとの情報連携として、「18.被保険者異動情報提供」、「19.被保険者情報」を追記。併せて「18.資格異動提供」を「20.資格異動提供」に変更) | 事前 | ①重要な変更(特定個人情報ファイルの取扱いの委託を追加)及びこれに伴う修正 |
| 平成29年4月28日 | 【別紙1】事務内容別 情報連携イメージ図 (1)給付に係る事務 | (イメージ図中、「18.レセプト情報」「19.被保険者情報」について「特定個人情報の流れ」として記載) | (「特定個人情報を含まない情報の流れ」として記載) | 事後 | ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない |
| 平成30年4月1日 | 【別紙1】事務内容別 情報連携イメージ図 (1)給付に係る事務 | (記載なし) | (国保総合(国保集約)システムとの情報連携として、「20.被保険者異動情報」を削除し、「20.継続候補世帯」、「21.継続世帯確定」、「22.高額該当引継」を追記。18、19の説明文も修正。) | 事前 | ①重要な変更(特定個人情報ファイルの取扱いの委託を追加)及びこれに伴う修正 |
| 平成30年11月13日 | I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 | <中間サーバー> 国民健康保険事務では番号法別表第二に基づき、保有する個人情報のうち情報提供に必要な情報を中間サーバーに格納する。中間サーバーは情報提供ネットワークシステムを通じて関係する各機関と情報連携を行う。また、当事務において必要となる、他機関が保有する情報について、中間サーバーを介して情報取得を行う。 | <中間サーバー> 国民健康保険事務では行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第二に基づき、保有する個人情報のうち情報提供に必要な情報を中間サーバーに格納する。中間サーバーは情報提供ネットワークシステムを通じて関係する各機関と情報連携を行う。また、当事務において必要となる、他機関が保有する情報について、中間サーバーを介して情報取得を行う。 | 事後 | ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない |
| 平成30年11月13日 | I 基本情報 5. 個人番号の利用法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第一 第30の項 | 1. 番号法第9条第1項 別表第一 第30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「番号法別表第一の主務省令」という。)第24条 | 事後 | ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-------------|--|---|--|------|--------------------------------|
| 平成30年11月13日 | I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 1. 情報提供 番号法第19条第7号 別表第二 第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、93、95、97、106、109、120 の項 2. 情報照会 番号法第19条第7号 別表第二 第42、43、44、45 の項 | 1. 情報提供 ①番号法第19条第7号 別表第二 第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、93、95、97、106、109、120 の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「番号法別表第二の主務省令」という。）第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2 2. 情報照会 ①番号法第19条第7号 別表第二 第42、43、44、45 の項 ②番号法別表第二の主務省令第25条、第25条の2、第26条 | 事後 | ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない |
| 平成30年11月13日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1 ①法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第一 第68の項 | 番号法第9条第2項 市番号条例別表第19の項 | 事後 | ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない |
| 平成30年11月13日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先2 ①法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第一 第68の項 | 番号法第9条第2項 市番号条例別表第2の第19の項 | 事後 | ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない |
| 平成30年11月13日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先3 ①法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第一 第15の項 | 番号法第9条第2項 市番号条例別表第2の第7の項 | 事後 | ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-------------|---|----------------------|---------------------------|------|--------------------------------|
| 平成30年11月13日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先4 ①法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第一 第41の項 | 番号法第9条第2項 市番号条例別表第2の第12の項 | 事後 | ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない |
| 平成30年11月13日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先5 ①法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第一 第84の項 | 番号法第9条第2項 市番号条例別表第2の第20の項 | 事後 | ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない |
| 平成30年11月13日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先6 ①法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第一 第84の項 | 番号法第9条第2項 市番号条例別表第2の第20の項 | 事後 | ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない |
| 平成30年11月13日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先7 ①法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第一 第84の項 | 番号法第9条第2項 市番号条例別表第2の第20の項 | 事後 | ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない |
| 平成30年11月13日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先8 ①法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第一 第16の項 | 番号法第9条第2項 市番号条例別表第2の第8の項 | 事後 | ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない |
| 平成30年11月13日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先10 ①法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第一 第7の項 | 番号法第9条第2項 市番号条例別表第2の第1の項 | 事後 | ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-------------|--|--|--|------|--------------------------------|
| 平成30年11月13日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員・アクセス権限のない職員等)によって不正にしようされるリスク ・ユーザ認証の管理 ・具体的な管理方法 | ・国民健康保険システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。 | ・国民健康保険システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、ユーザID、パスワード及び生体情報(指静脈)による認証を行っている。 | 事後 | ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない |
| 平成30年11月13日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員・アクセス権限のない職員等)によって不正にしようされるリスク ・ユーザ認証の管理 ・具体的な管理方法 | ・統合基盤システムへの利用権限を持つ従事者にもユーザIDを付与し、ユーザIDとパスワードによる認証を行う。 | ・統合基盤システムへの利用権限を持つ従事者にもユーザIDを付与し、ユーザID、パスワード及び生体情報(指静脈)による認証を行う。 | 事後 | ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない |
| 平成30年11月13日 | Ⅳその他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 ・具体的なチェック方法 | ・大阪市情報セキュリティ監査実施要綱に基づき、毎年1回、総括情報セキュリティ責任者が実施する内部監査において全てのシステムのセキュリティ対策の状況について確認を行い、外部監査人による評価を受ける。 | (記載なし) | 事後 | ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない |
| 平成30年11月13日 | Ⅳその他のリスク対策 1. 監査 ②監査 ・具体的な内容 | ・情報セキュリティ責任者が毎年セキュリティ内部監査として、セキュリティ対策の実施状況について確認を行っており、本システムについてもその中で確認を行っている。 また、セキュリティ内部監査の結果、必要と認められるシステムについては、選任された外部監査人によるセキュリティ監査を受け、問題点の把握・改善に努めている。 | ・大阪市情報セキュリティ検査実施要綱に基づき、毎年1回、最高情報セキュリティ責任者が実施する内部監査において全てのシステムのセキュリティ対策の状況について確認を行い、外部監査人による評価を受ける。 また、セキュリティ内部監査の結果、必要と認められるシステムについては、選任された外部監査人によるセキュリティ監査を受け、問題点の把握・改善に努めている。 | 事後 | ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない |
| 平成30年11月13日 | I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名 | 福祉局長 諫山 保次郎 | 福祉局長 | 事後 | 国様式の変更による |